
生活排水処理基本計画（案）

令和6年 月

阿久根市・出水市・長島町
北薩広域行政事務組合

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 基本方針	1
第2節 本計画の位置付け	2
第3節 計画目標年度	3
第2章 地域の概要	4
第1節 市町の概況	4
1 位置及び地勢	4
2 人口動態	5
3 産業の動向	9
4 土地利用状況	10
5 気候的特性	11
第2節 組合の概況	12
1 組織名称	12
2 設立年	12
3 事務局所在地	12
4 構成市町	12
5 組合の沿革	13
6 共同処理事務	14
7 構成市町間の相互調整	14
8 し尿処理施設の位置	15
第3章 生活排水処理基本計画	16
第1節 生活排水の現況	16
1 生活排水処理フロー	16
2 生活排水処理の経緯及び整備概況	20
3 水環境、水質保全に関する状況等	23
第2節 生活排水の排出状況	25
1 生活排水処理人口	25
2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量	29
3 し尿及び浄化槽汚泥の性状	33
第3節 生活排水処理の実績	34
1 収集・運搬	34
2 中間処理	34
3 最終処分	34
4 組合における生活排水処理に係る財政及び処理コスト	35
第4節 現有施設の状況	37
1 生活排水処理施設の処理の状況	37
2 再資源化の状況	40
第5節 生活排水の処理主体	41
第6節 課題の抽出	42

1 収集・運搬.....	42
2 中間処理.....	42
3 最終処分.....	42
第7節 生活排水処理行政の動向.....	43
1 国における生活排水処理行政の動向.....	43
2 県における生活排水処理行政の動向.....	46
3 近隣市町における生活排水処理行政の動向.....	48
4 その他の動向.....	49
第8節 各種要因等の検討.....	50
1 既存施設及び既存計画の整合.....	50
2 経済的要因.....	57
3 社会的要因.....	57
4 投資効果発現の迅速性.....	57
5 地域環境保全効果.....	57
6 将来の見通し等.....	57
7 生活排水処理施設整備に係る事業制度.....	58
第9節 生活排水の処理計画.....	59
1 生活排水処理の目標.....	59
2 生活排水を処理する区域及び人口等.....	60
第10節 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測.....	64
1 阿久根市.....	64
2 出水市.....	65
3 長島町.....	66
4 組合圏域.....	67
第11節 施設整備計画.....	68
第12節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	70
1 し尿・浄化槽汚泥排出抑制計画.....	70
2 収集・運搬計画.....	70
3 中間処理計画.....	71
4 最終処分計画.....	71
5 資源化有効利用計画.....	71
第13節 その他.....	72
1 住民に対する広報・啓発活動.....	72
2 地域に関する諸計画との関係.....	73
第14節 計画策定に当たっての留意事項.....	74
1 地球温暖化防止への配慮.....	74
2 地域の状況に応じた長期的展望に基づく生活排水処理システムの選択.....	74
3 構成市町と組合の連携.....	74
4 計画実現のためのスケジュール.....	74

第1章 計画の概要

第1節 基本方針

本計画における基本方針を以下に定めます。

< 基本方針 >

基本方針1：公共下水道事業及び農業・漁業集落排水処理事業などの集合処理の推進

公共下水道計画区域内の生活排水は、事業認可区域での早期整備を目指し、整備済みの区域については、接続（水洗化）を促すことで生活排水処理の向上を図ります。

農業・漁業集落排水処理施設については、整備済み地区の接続率を向上させるとともに、処理施設の適正な維持管理を行います。

また、地域状況等を十分勘案して、公共下水道事業計画及び農業・漁業集落排水処理事業を適宜検討していきます。

基本方針2：合併処理浄化槽設置の推進及び適正管理

公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置整備推進により、生活排水処理率の向上を図ります。

また、浄化槽設置に対する補助として、構成市町で浄化槽設置を促す補助事業を継続的に実施し、合併処理浄化槽の設置を推進していきます。併せて、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換についても促進を図ります。

基本方針3：生活雑排水処理の推進

生活排水が未処理のまま放流される単独浄化槽設置世帯、し尿（汲取）世帯については、公共下水道や集落排水処理施設等の処理区域内であれば、それらの集合処理施設への早期接続を促し、それ以外の区域であれば、合併処理浄化槽への転換、設置等により、生活雑排水の適正処理を推進していきます。

第2節 本計画の位置付け

生活排水処理基本計画（以下「本計画」という。）は、長期的・総合的視点に立って、阿久根市、出水市、長島町（2市1町）（以下「構成市町」という。）及び北薩広域行政事務組合（以下「組合」という。）の計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、生活排水の排出の抑制及び生活排水の発生から最終処分に至るまでの、生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

本計画の位置付けを図1-1に、本計画の対象範囲を図1-2に示します。

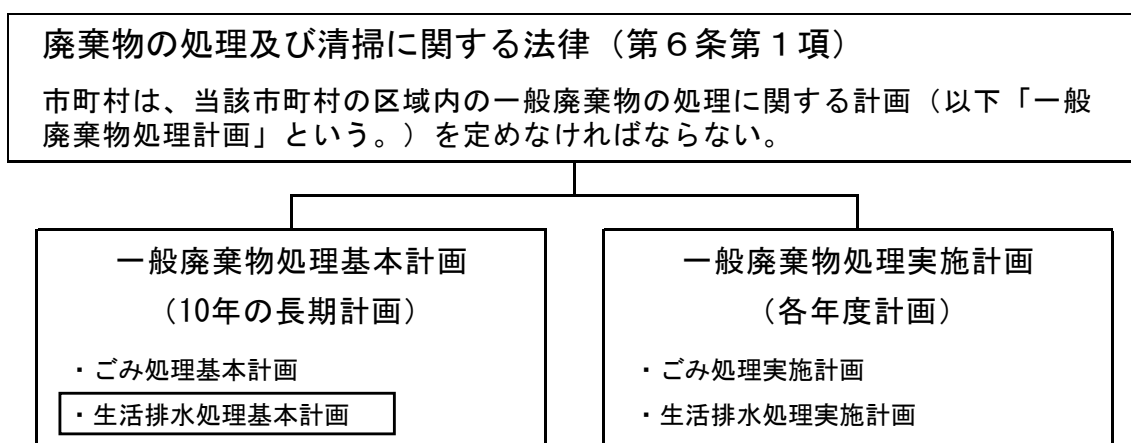


図1-1 本計画の位置付け

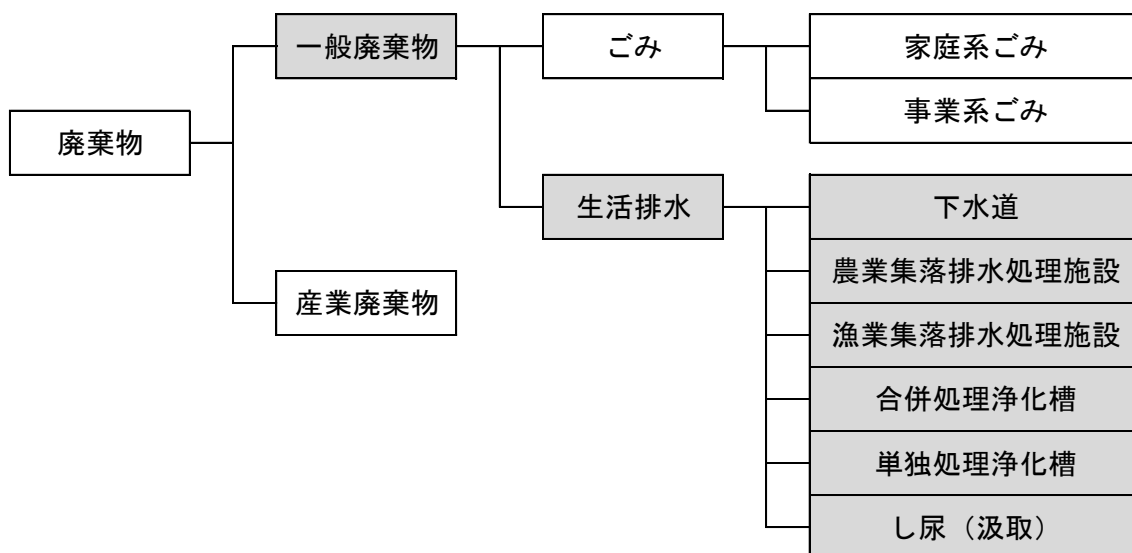


図1-2 本計画の対象範囲

第3節 計画目標年度

本計画の計画期間は、令和6年度を初年度とする10年間とし、計画目標年度は令和15年度とします。

また、計画を効果的に運用していくため、令和10年度を中間目標年度として設定します。
なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとしませんが、生活排水処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

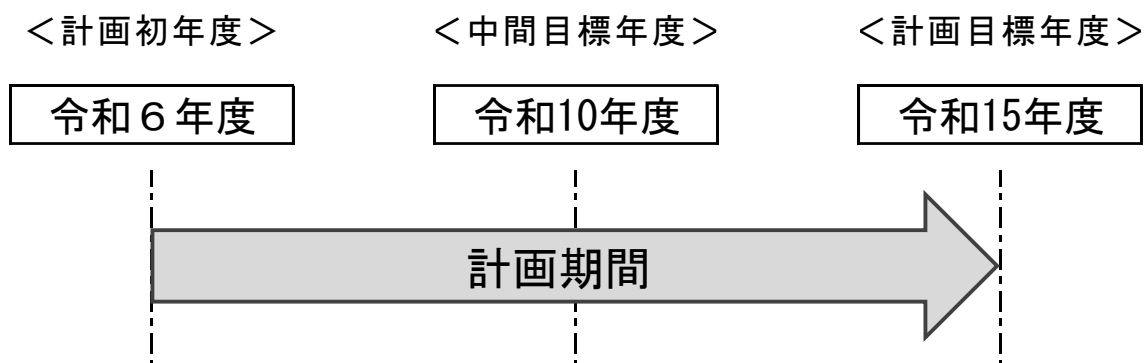


図1-3 計画の目標年度

第2章 地域の概要

第1節 市町の概況

1 位置及び地勢

(1) 阿久根市

阿久根市は、鹿児島県北西部、東経 130 度 12 分、北緯 32 度 01 分に位置し、東西 11km、南北 22km で、総面積は 134.28km²を有しています。

高松川河口の阿久根港を中心に古くから海・陸交通の要衝として栄えたまちであり、北部は激流が渦巻く日本三大急潮のひとつ黒之瀬戸を隔て長島町と接し、東部は出水市、南部は薩摩川内市と接しています。東シナ海に面した約 40km にも及ぶ美しい海岸線や沖合およそ 2km に浮かぶ阿久根大島は、海水浴や釣りの名所として知られており、毎年多くの観光客が訪れます。

また、牛之浜海岸は、古くから景勝地として知られ、その海岸の岩礁は学術的価値とともに、その地層が優秀な風致景観を成すものとして、平成 26 年に、県内では桜島に次いで 2 番目の県文化財の指定を受けました。沿岸を洗う黒潮は、至るところに亜熱帯の植物を育み、温暖な気候を利用して、農業や水産業が盛んに営まれています。

(2) 出水市

出水市は、鹿児島県の北西部、東経 130 度 14 分～130 度 30 分、北緯 31 度 58 分～32 度 10 分に位置し、東西 27km、南北 23km で、総面積は 329.98km²を有しています。

陸の三方は、阿久根市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市及び熊本県水俣市に接し、北西部は八代海（不知火海）に面しています。東部は矢筈岳を主峰とする肥薩山脈が北東に走り、南部は紫尾山を中心とする紫尾山系が東西に伸びています。

市域の大半は山地と扇状地であり、米ノ津川とその支流の平良川、高尾野川、野田川がそれぞれ北西流して八代海（不知火海）に注いでいます。

(3) 長島町

長島町は、鹿児島県の最北端の町として薩摩半島の北西部、東経 130 度 10 分、北緯 32 度 11 分に位置し、総面積は 116.19km²を有しています。町内は、長島本島（90.63km²）、伊唐島（3.73km²）、諸浦島（3.88km²）、獅子島（17.05km²）の有人島のほか大小 23 の島々が点在しています。四方を東シナ海、八代海、長島海峡等の海に囲まれ、島の北部一帯は雲仙天草国立公園に指定されるなど豊かな自然に恵まれた地域です。

昭和 49 年 4 月には、黒之瀬戸大橋の開通により阿久根市と結ばれ長島本島は離島から半島化しました。また伊唐島と諸浦島はそれぞれ伊唐大橋と乳之瀬橋で長島本島と繋がっています。

山岳は長島本島のほぼ中央部に大中岳、行人岳、矢岳、獅子島に七郎山などがあり、河川は小浜川、汐見川、浦底川などが流れています。

2 人口動態

(1) 構成市町の人口

平成25年度から令和4年度における構成市町の人口を表2-1及び図2-1に示します。
また、構成市町の人口割合を図2-2に示します。

令和4年度における構成市町の人口は80,120人であり、過去10年間の人口の推移を見ると、平成25年度の88,714人から緩やかな減少傾向を示しています。

表2-1 構成市町の人口の推移

(単位：人)

項目	阿久根市	出水市	長島町	組合圏域
平成25年度	22,385	55,237	11,092	88,714
平成26年度	22,109	54,842	10,974	87,925
平成27年度	21,689	54,526	10,812	87,027
平成28年度	21,267	54,072	10,662	86,001
平成29年度	20,814	53,611	10,525	84,950
平成30年度	20,367	53,213	10,436	84,016
令和元年度	20,009	53,018	10,259	83,286
令和2年度	19,610	52,765	10,091	82,466
令和3年度	19,135	52,069	9,908	81,112
令和4年度	18,743	51,689	9,688	80,120

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在、外国人登録者数も含む）

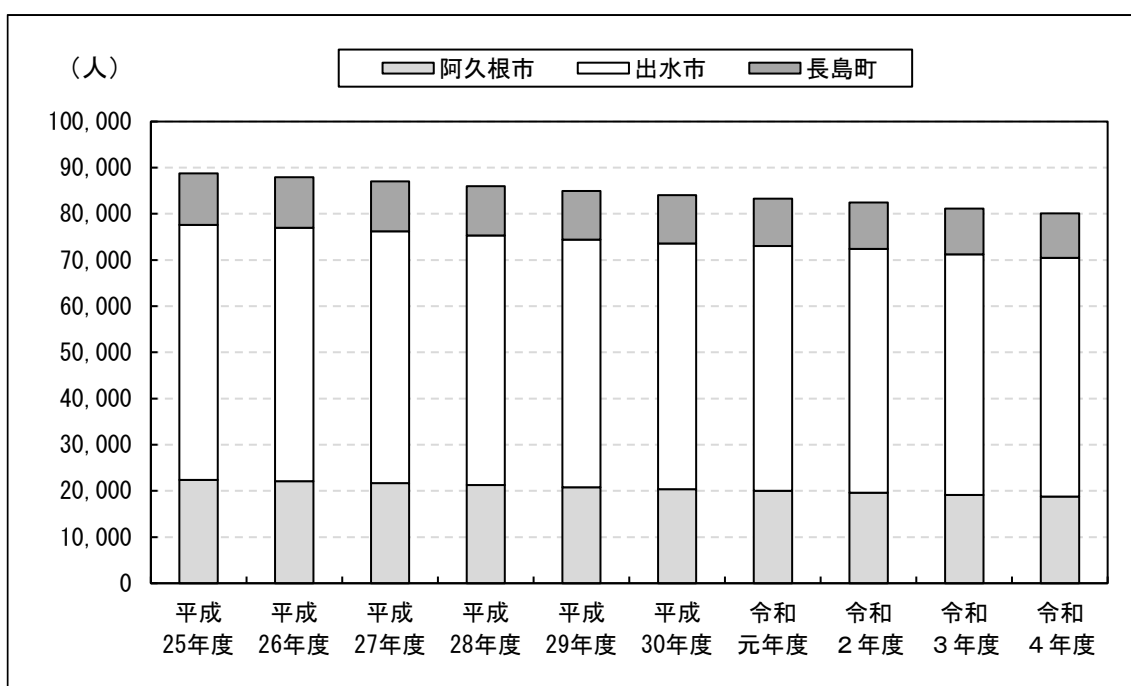


図2-1 構成市町の人口の推移

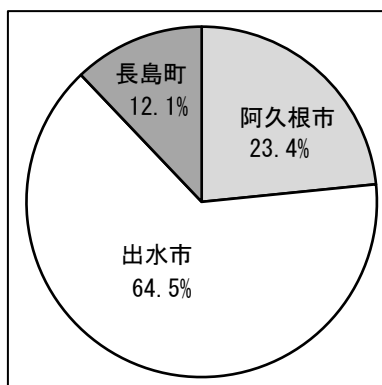


図2-2 構成市町の人口割合 (令和4年度)

(2) 構成市町の世帯数及び世帯当たり人口

構成市町の世帯数及び世帯当たり人口を表2-2及び図2-3に示します。

表2-2 構成市町の世帯数及び世帯当たり人口の推移

項目	阿久根市		出水市		長島町	
	世帯数 (世帯)	世帯あたり人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人口 (人)
平成25年度	10,468	2.14	24,740	2.23	4,426	2.51
平成26年度	10,433	2.12	24,790	2.21	4,453	2.46
平成27年度	10,362	2.09	24,833	2.20	4,432	2.44
平成28年度	10,273	2.07	24,923	2.17	4,438	2.40
平成29年度	10,174	2.05	25,033	2.14	4,465	2.36
平成30年度	10,062	2.02	25,161	2.11	4,483	2.33
令和元年度	10,045	1.99	25,356	2.09	4,477	2.29
令和2年度	9,994	1.96	25,504	2.07	4,465	2.26
令和3年度	9,865	1.94	25,391	2.05	4,415	2.24
令和4年度	9,790	1.91	25,547	2.02	4,363	2.22

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在、外国人登録者数も含む）

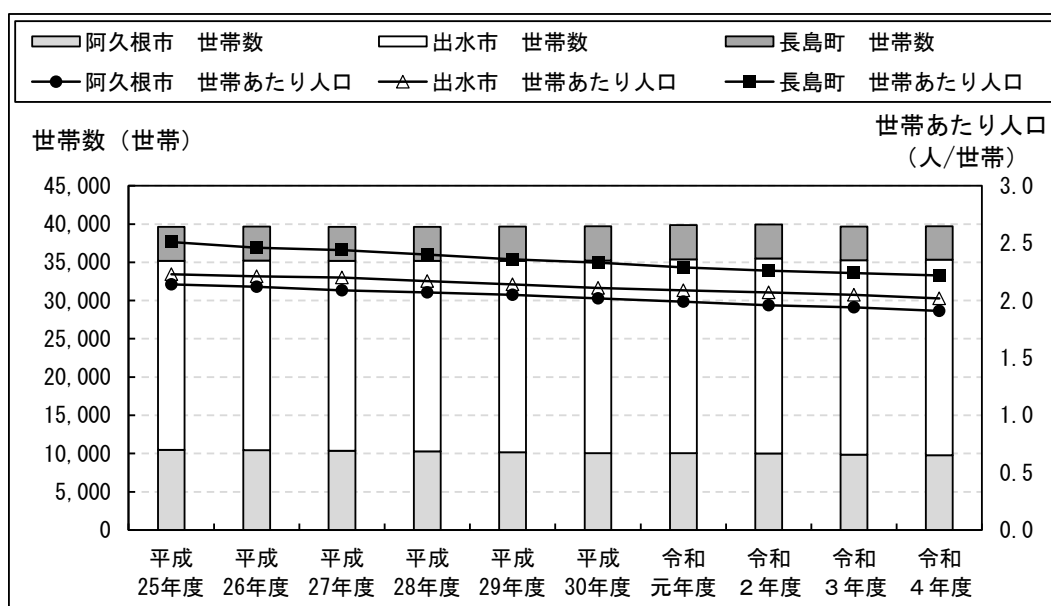


図2-3 構成市町の世帯数及び世帯当たり人口の推移

(3) 構成市町の年齢別・性別の構造

令和2年国勢調査結果に基づく構成市町の年齢別・性別の構造を図2-4から図2-7に示します。

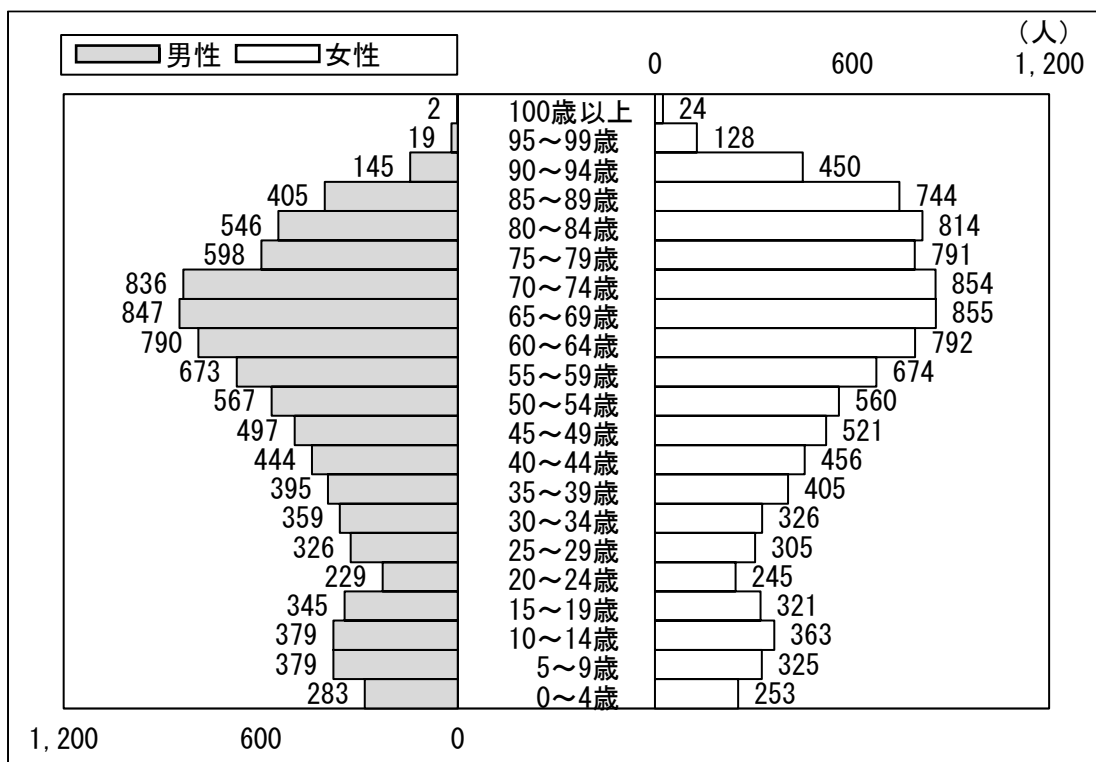


図2-4 年齢別・性別の構造（阿久根市）

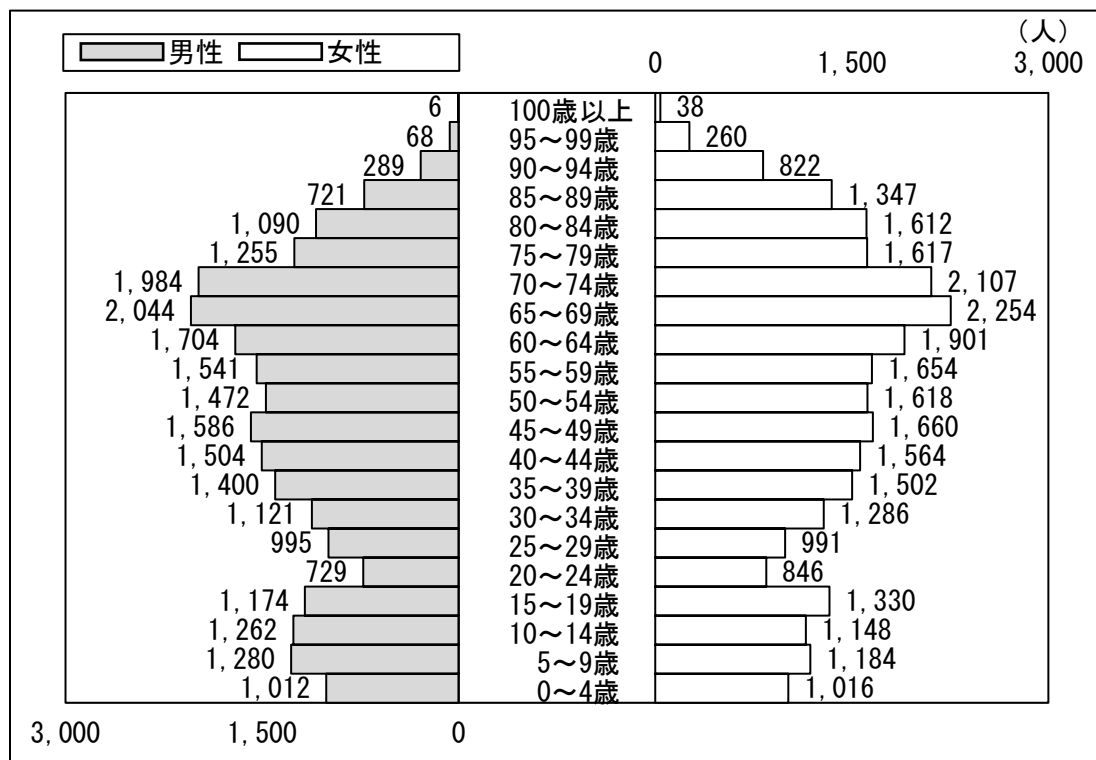


図2-5 年齢別・性別の構造（出水市）

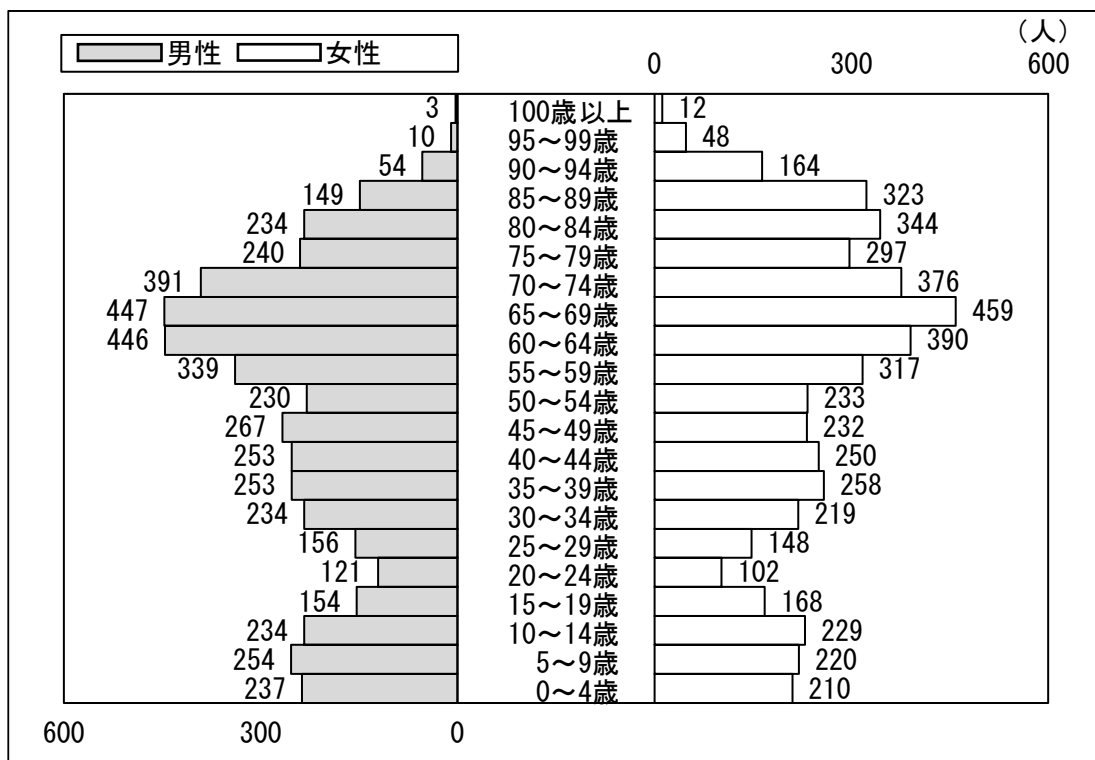


図2-6 年齢別・性別の構造（長島町）

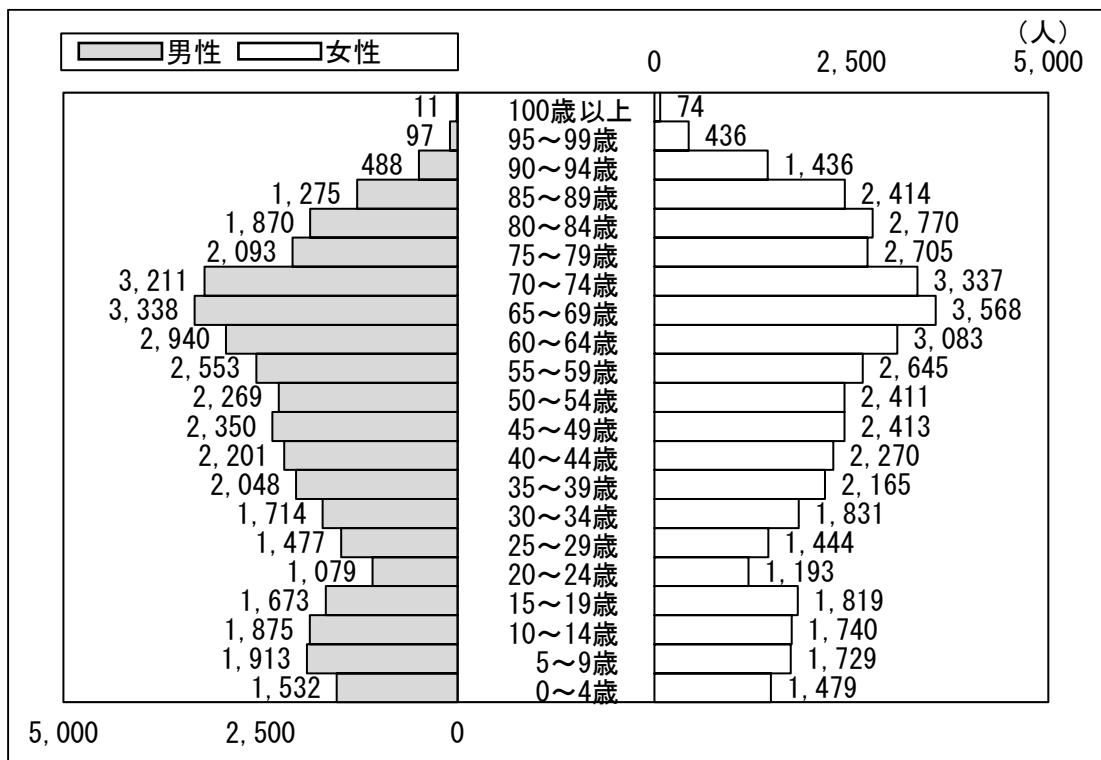


図2-7 年齢別・性別の構造（組合圏域）

3 産業の動向

(1) 産業構造と事業所数

構成市町の産業構造と事業所数を表2-3に示します。

阿久根市及び出水市の産業構造は、第3次産業が80%を占め、次いで第2次産業が15%前後、残りが第1次産業となっています。第3次産業の中では、「卸売業、小売業」が25%前後を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「生活関連サービス業、娯楽業」が多くなっています。

長島町の産業構造は、第3次産業が60%以上を占め、次いで第2次産業が20%、残りが第1次産業となっています。第3次産業の中では、「卸売業、小売業」が約20%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」が多くなっています。

(2) 従業者数

構成市町の従業者数を表2-3に示します。

阿久根市は、「医療、福祉」が最も構成割合が高く、次いで「製造業」、「卸売業、小売業」、「建設業」となっています。

出水市は、「製造業」が最も構成割合が高く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

長島町は、「卸売業、小売業」が最も構成割合が高く、次いで「医療、福祉」、「建設業」、「製造業」となっています。

表2-3 構成市町の産業別事業所数・従業者数（令和3年度）

項目	阿久根市				出水市				長島町			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	966	100.00	9,073	100.00	2,415	100.00	22,393	100.00	488	100.00	3,525	100.00
第1次産業	31	3.21	302	3.33	125	5.18	856	3.82	73	14.96	579	16.43
農業、林業	26	2.69	246	2.71	123	5.09	842	3.76	31	6.35	267	7.57
漁業	5	0.52	56	0.62	2	0.08	14	0.06	42	8.61	312	8.85
第2次産業	162	16.77	2,344	25.83	352	14.58	5,800	25.90	101	20.70	725	20.57
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.10	1	0.01	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
建設業	73	7.56	548	6.04	179	7.41	1,495	6.68	57	11.68	389	11.04
製造業	88	9.11	1,795	19.78	173	7.16	4,305	19.22	44	9.02	336	9.53
第3次産業	773	80.02	6,427	70.84	1,938	80.25	15,737	70.28	314	64.34	2,221	63.01
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.52	32	0.35	18	0.75	145	0.65	3	0.61	15	0.43
情報通信業	2	0.21	2	0.02	7	0.29	21	0.09	1	0.20	1	0.03
運輸業、郵便業	27	2.80	288	3.17	47	1.95	974	4.35	17	3.48	110	3.12
卸売業、小売業	256	26.50	1,469	16.19	581	24.06	3,827	17.09	101	20.70	533	15.12
金融業、保険業	10	1.04	100	1.10	34	1.41	304	1.36	6	1.23	23	0.65
不動産業、物品賃貸業	30	3.11	123	1.36	87	3.60	315	1.41	6	1.23	20	0.57
学術研究、専門・技術サービス業	32	3.31	148	1.63	86	3.56	377	1.68	9	1.84	163	4.62
宿泊業、飲食サービス業	115	11.90	527	5.81	296	12.26	1,519	6.78	34	6.97	142	4.03
生活関連サービス業、娯楽業	87	9.01	289	3.19	236	9.77	897	4.01	29	5.94	59	1.67
教育、学習支援業	30	3.11	422	4.65	101	4.18	1,398	6.24	19	3.89	231	6.55
医療、福祉	92	9.52	2,055	22.65	250	10.35	3,964	17.70	27	5.53	504	14.30
複合サービス業	13	1.35	88	0.97	19	0.79	328	1.46	15	3.07	88	2.50
サービス業（他に分類されないもの）	60	6.21	472	5.20	153	6.34	899	4.01	38	7.79	145	4.11
公務（他に分類されないもの）	14	1.45	412	4.54	23	0.95	769	3.43	9	1.84	187	5.31

資料：令和3年経済センサスー活動調査

4 土地利用状況

構成市町の土地利用状況を、表2-4及び図2-8に示します。

阿久根市、長島町は、山林の面積が最も広く、次いで畑、その他、田、宅地となっています。

出水市は、山林の面積が最も広く、次いで畑、田、宅地、その他となっています。

組合圏域としては、山林の面積が広く、次いで畑、田、その他、宅地となっています。

表2-4 構成市町における土地利用状況

項目		田	畑	宅地	山林	その他	合計
阿久根市	面積 (ha)	689	1,763	599	5,034	1,071	9,156
	割合 (%)	7.5	19.3	6.5	55.0	11.7	100.0
出水市	面積 (ha)	2,740	2,964	1,538	7,262	1,005	15,509
	割合 (%)	17.7	19.1	9.9	46.8	6.5	100.0
長島町	面積 (ha)	577	1,781	354	5,392	734	8,838
	割合 (%)	6.5	20.2	4.0	61.0	8.3	100.0
組合圏域	面積 (ha)	4,006	6,508	2,491	17,688	2,810	33,503
	割合 (%)	12.0	19.4	7.4	52.8	8.4	100.0

資料：令和3年鹿児島県統計年鑑

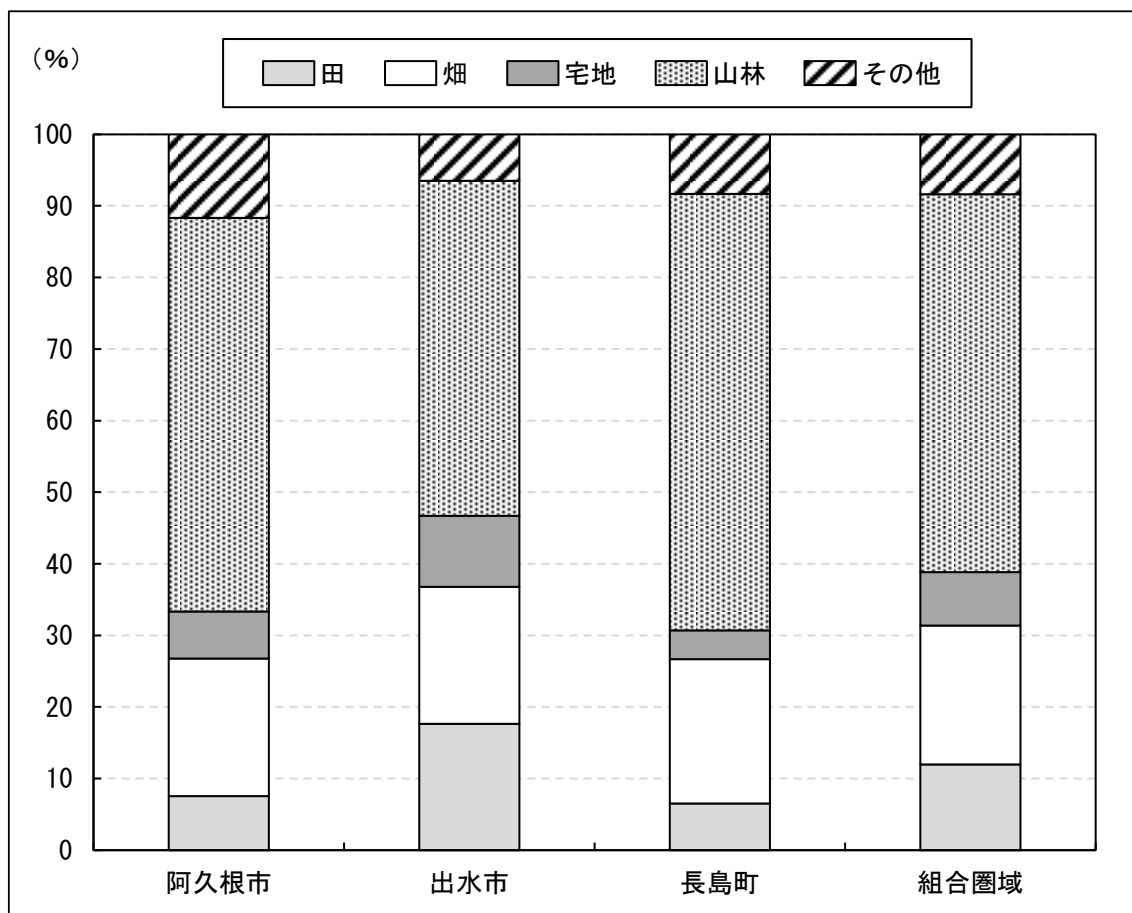


図2-8 構成市町における土地利用状況

5 気候的特性

組合圏域における気象状況を表2-5及び図2-9に示します。

令和4年の平均気温は、最高が8月の28.3℃、最低が2月の7.1℃となっています。降水量は、年間2,100mmで7月が最も多くなっています。

表2-5 気象状況

項目	降水量 (mm)	気温 (°C)		
		平均	最高	最低
平成30年	2,456.5	17.7	37.1	-1.2
令和元年	2,418.5	18.0	35.2	1.5
令和2年	3,109.5	17.8	35.0	0.1
令和3年	2,944.5	18.0	34.1	-2.0
令和4年	2,100.0	17.8	34.8	0.1
1月	67.5	7.8	15.4	0.2
2月	42.0	7.1	17.7	0.8
3月	165.0	13.3	24.8	2.5
4月	350.0	16.5	25.2	6.9
5月	118.0	19.4	26.4	10.6
6月	254.5	23.4	32.2	15.2
7月	375.0	27.3	34.3	21.8
8月	212.5	28.3	33.4	22.1
9月	311.0	25.6	34.8	17.7
10月	50.5	19.8	30.4	11.7
11月	80.5	16.8	26.0	9.3
12月	73.5	8.3	17.9	0.1

※ 表記は年度ではなく、年（1月～12月）を示します。

資料：気象庁 HP (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)、阿久根

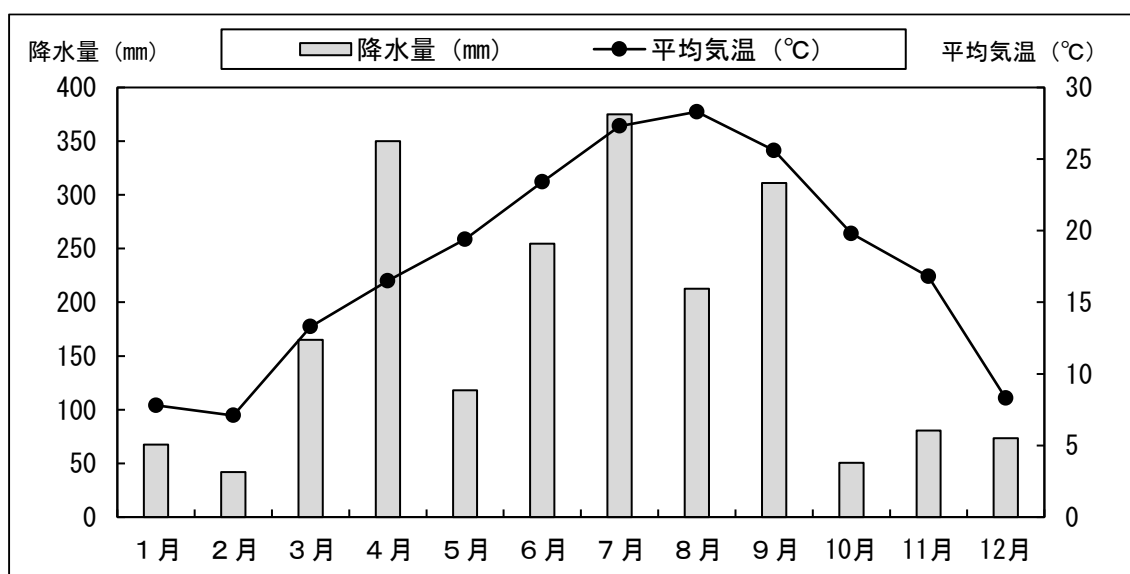


図2-9 平均気温と降水量（令和4年）

第2節 組合の概況

組合は、昭和58年4月に設立しており、鹿児島県の北西部に位置し、阿久根市、出水市及び長島町（2市1町）で構成されています。

1 組織名称

北薩広域行政事務組合

2 設立年

昭和58年（1983年）4月1日

3 事務局所在地

鹿児島県出水市野田町上名 7918 番地 1

4 構成市町

阿久根市、出水市、長島町

組合構成市町の全域（以下「組合圏域」という。）を図2-10に示します。

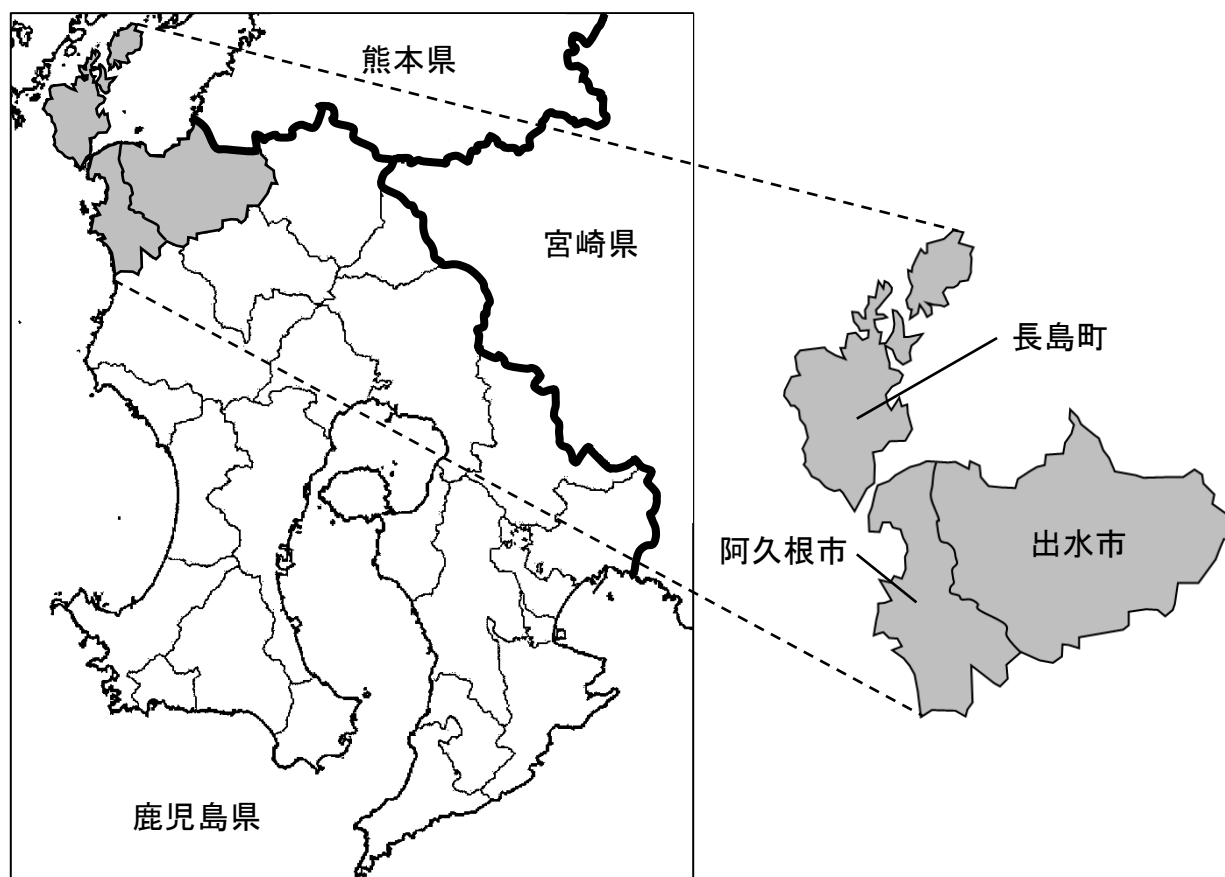


図2-10 組合圏域図

5 組合の沿革

組合の沿革を表2-6に示します。

表2-6 組合の沿革

項目	沿革
昭和43年12月	北薩衛生処理組合（じんかい・し尿）として発足 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田村、高尾野町（2市1町1村）
昭和44年10月	北薩広域行政推進協議会発足 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田村、高尾野町、東町、長島町（2市3町1村）
昭和46年3月	し尿処理施設（初代）完成（60kL/日）
昭和47年8月	ごみ焼却処理施設（初代）完成（28t/日 2炉）
昭和56年4月	北薩隔離病舎組合発足 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田町、高尾野町、東町、長島町（2市4町）
昭和57年3月	粗大ごみ（不燃物）処理施設完成（30t/5h）
昭和58年3月	隔離病舎完成
昭和58年4月	北薩衛生処理組合、北薩広域行政推進協議会、北薩隔離病舎組合を整理統合し、北薩広域行政事務組合設立 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田町、高尾野町、東町、長島町（2市4町）
昭和62年3月	最終処分場（初代）完成（44,000㎡）
平成4年7月	ごみ焼却処理施設（2代）環境センター完成（60t/16h 2炉）
平成5年10月	共同処理する事務に、「北薩広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画に関すること」を追加
平成9年2月	し尿処理施設（2代）衛生センター完成（121kL/日）
平成11年3月	共同処理する事務に、「介護認定審査会の審査判定業務の事務に関すること」を追加
平成11年8月	共同処理する事務から、「隔離病舎の設置及び運営に関すること」を削除
平成12年3月	最終処分場（2代）完成（56,300㎡）
平成12年4月	介護保険審査・認定業務開始
平成14年5月	共同処理する事務に、「リサイクルプラザの設置及び管理運営に関すること」を追加
平成14年5月	排ガス高度処理施設整備及び灰固形化処理施設完成（ダイオキシン類削減対策）
平成18年3月	出水市・野田町・高尾野町が合併して出水市に、東町・長島町が合併して長島町となる。 ※構成市町：阿久根市、出水市、長島町（2市1町）
平成20年3月	リサイクルセンターエコリア北薩完成（不燃ごみ・粗大ごみ 10t/5h、ペットボトル・その他プラスチック製容器包装 3t/5h）
平成20年3月	リサイクル推進施設の設置に伴う共同処理する事務の見直し
平成20年4月	環境センター、リサイクルセンター及び衛生センターの運転管理業務委託を開始
平成21年4月	隔離病舎を出水市へ無償譲渡
平成23年4月	共同処理する事務から、「北薩広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画に関すること」を削除
平成25年1月	経費の支弁方法（市町負担金）の負担割合の見直し
平成25年6月	新一般廃棄物処理施設等建設予定地（出水市菜切地区）の決定
平成27年3月	共同処理する事務から、「関係市町の一体的な振興整備のための事業の推進に資する基金に関すること」を削除
令和元年10月	共同処理する事務に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市町村審査会の審査判定業務に関すること」を追加
令和2年3月	最終処分場（3代）完成（45,247㎡）
令和3年3月	ごみ焼却処理施設（3代）環境センターエネクリン北薩完成（44t/24h×2炉）

6 共同処理事務

組合は、「北薩広域行政事務組合同規約」により、表2-7に示す事務を共同処理します。

表2-7 組合の共同処理事務

共同処理する事務	市町
(1) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事。	阿久根市、出水市、長島町
(2) じんかい処理施設の設置及び管理運営に関する事。	
(3) 管理型最終処分場の設置及び管理運営に関する事。	
(4) リサイクル推進施設の設置及び管理運営に関する事。	阿久根市（粗大ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に限る。）、出水市、長島町
(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定（これらの認定、更新、変更又は取消しの行為及びその通知に関する事務に限る。）に関する事。	阿久根市、出水市、長島町
(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく市町村審査会の審査判定業務（第13条において「障害支援区分審査判定」という。）に関する事。	

7 構成市町間の相互調整

組合が生活排水処理に関して実施主体となるのは、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事業です。

しかしながら、構成市町における生活排水処理事業を円滑に推進していくためには、収集運搬から最終処分に至るまでの処理過程における生活排水処理計画を策定する必要があります。

そこで、構成市町の計画及び事業実施内容との整合に留意し、十分に相互調整を図り、構成市町におけるし尿（汲取）及び浄化槽汚泥（農業・漁業集落排水処理施設汚泥を含む。）（以下「し尿及び浄化槽汚泥」という。）の適正処理を図っていきます。

8 し尿処理施設の位置

し尿処理施設の位置を図2-11に示します。

し尿処理施設は、出水市高尾野町の出水干拓東土地改良区内に位置しています。周辺は出水ツルの越冬地で、特別天然記念物のツルの保護区内に位置しラムサール条約登録地となっていることから、外観的にも景観や自然への気配りを考えた施設となっています。(所在地：鹿児島県出水市高尾野町下水流 3861 番地)



図2-11 し尿処理施設の位置図

資料：地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp>)

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現況

1 生活排水処理フロー

構成市町及び組合圏域の生活排水処理フローを示します。

(1) 阿久根市

阿久根市の生活排水処理フロー（令和4年度）を図3-1に示します。

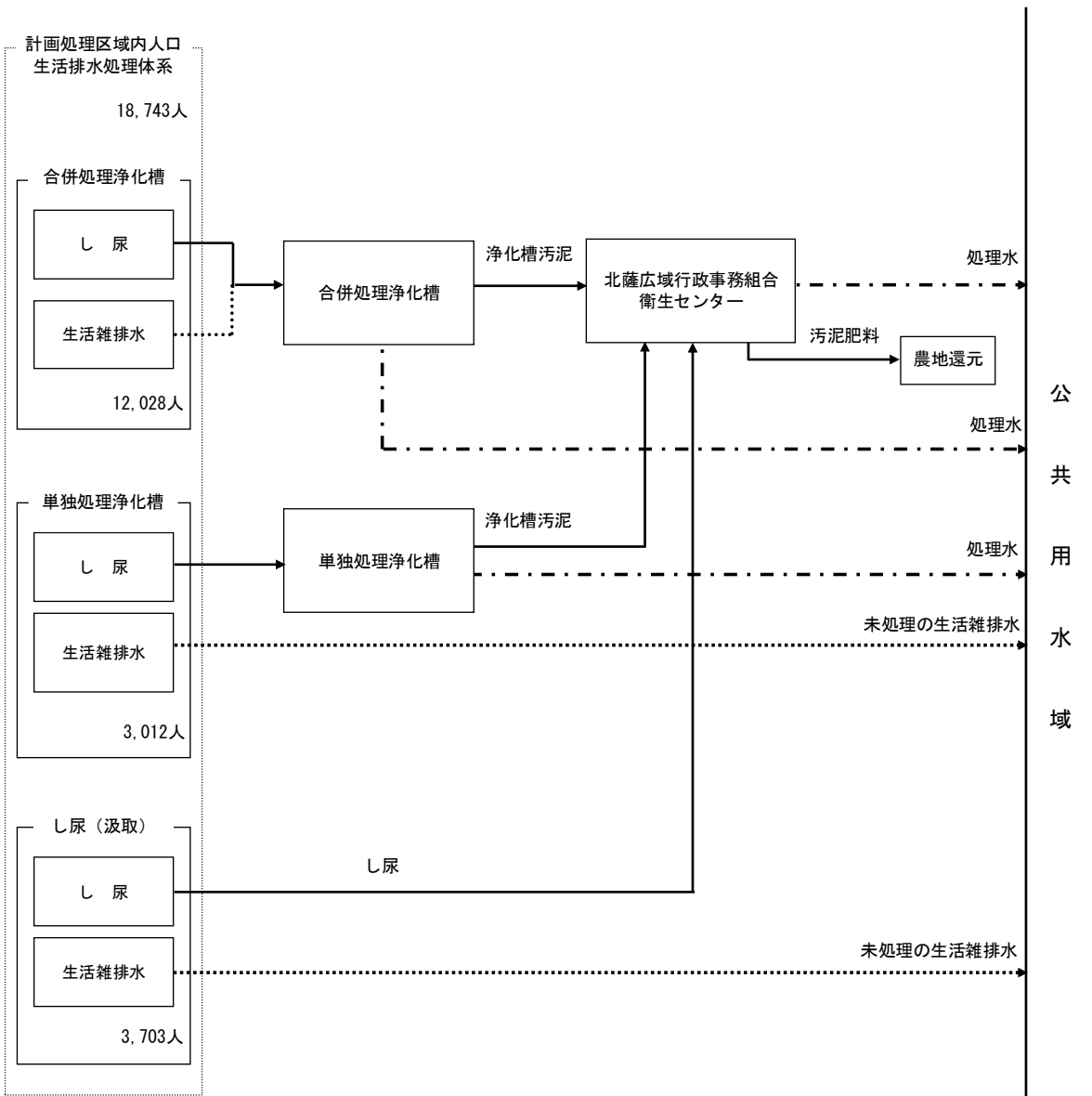


図3-1 阿久根市の生活排水処理フロー（令和4年度）

(2) 出水市

出水市の生活排水処理フロー（令和4年度）を図3-2に示します。

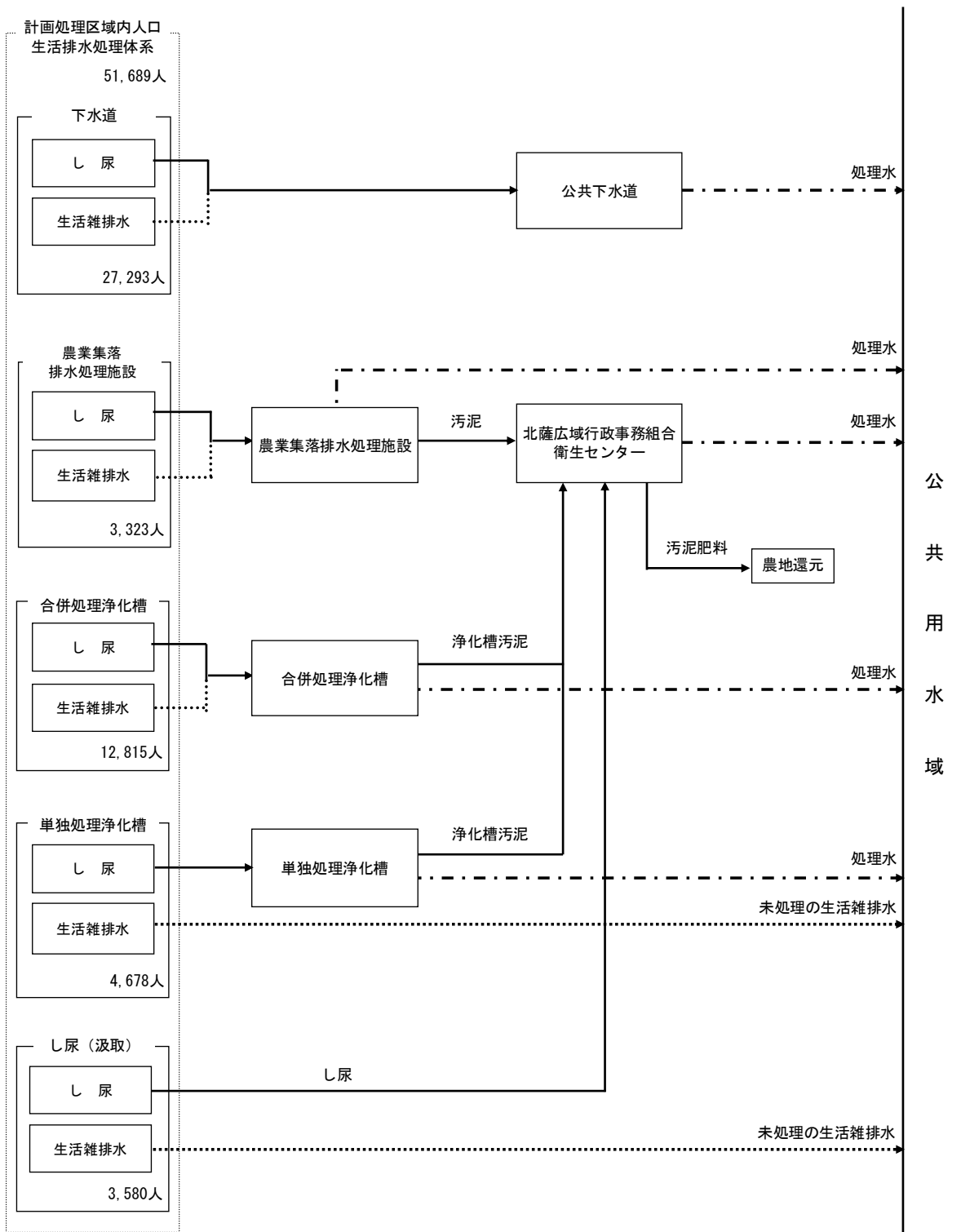


図3-2 出水市の生活排水処理フロー（令和4年度）

(3) 長島町

長島町の生活排水処理フロー（令和4年度）を図3-3に示します。

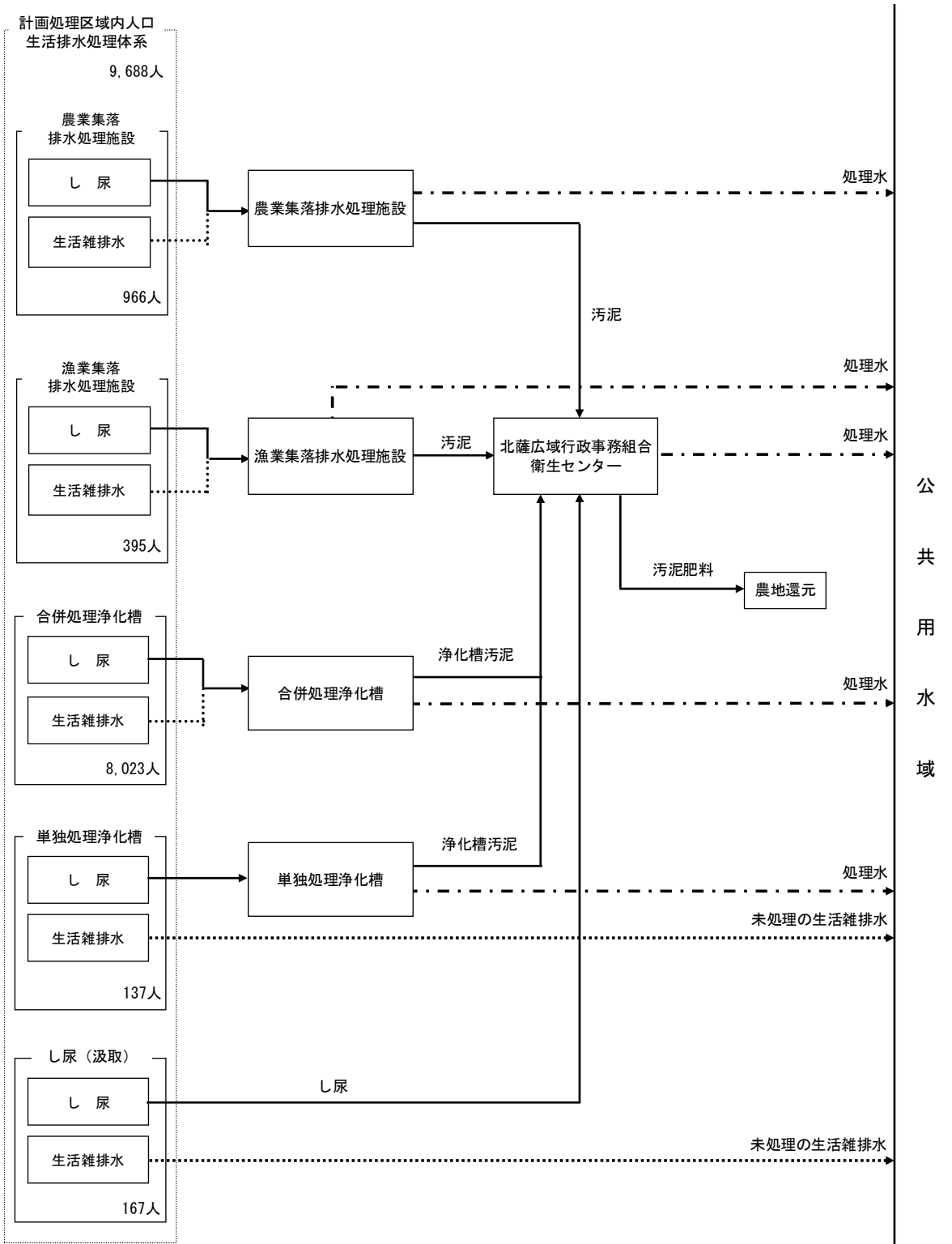


図3-3 長島町の生活排水処理フロー（令和4年度）

(4) 組合圏域

組合圏域の生活排水処理フロー（令和4年度）を図3-4に示します。

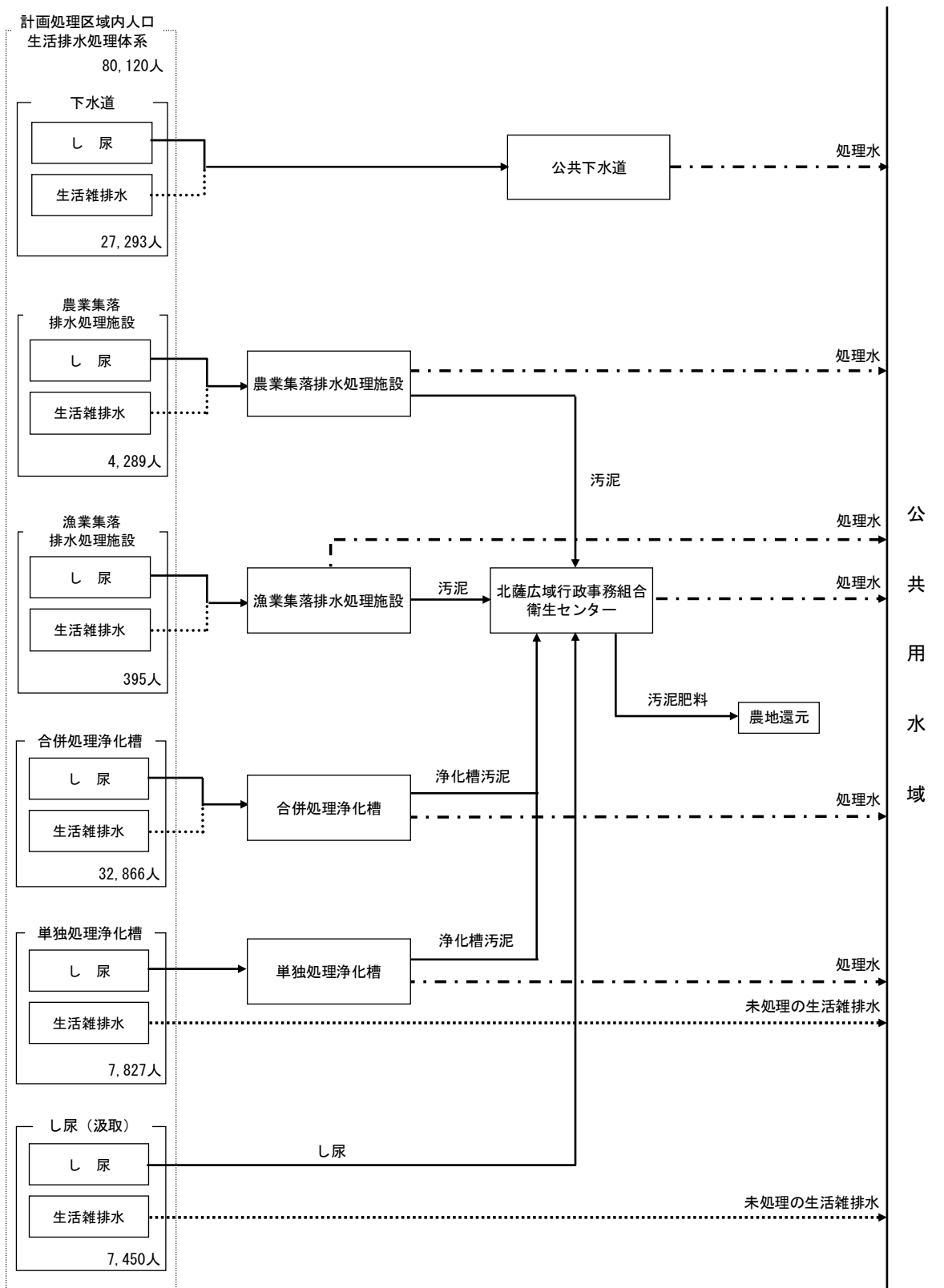


図3-4 組合圏域の生活排水処理フロー（令和4年度）

2 生活排水処理の経緯及び整備概況

組合圏域の集合処理施設としては、公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設が整備されています。

個別処理としては、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽（処理対象はし尿のみ）による処理が行われています。

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥及び漁業集落排水処理施設汚泥は、衛生センターにおいて処理を行っています。

(1) 公共下水道

公共下水道は、出水市2地区（出水処理区、高尾野処理区（特定環境保全公共下水道））が整備され、処理が行われています。

出水市の公共下水道事業計画の概要を表3-1に示します。

表3-1 公共下水道事業計画の概要（出水市）

項目		公共下水道	特定環境保全公共下水道	
地区名称		出水処理区	高尾野処理区	
建設事業年度		昭和54年度～令和10年度	平成5年度～令和10年度	
計画区域面積		1052.0ha	441.0ha	
計画処理人口		25,000人	9,800人	
処理施設	処理場名	出水浄化センター	高尾野浄化センター	
	位置	出水市米ノ津町	出水市高尾野町大字 下水流字西深田	
	処理方式	標準活性汚泥法	オキシデーシオンディッチ法	
	計画 汚水 量	日平均	13,400m ³ /日	4,820m ³ /日
		日最大	16,950m ³ /日	5,900m ³ /日
時間最大		25,050m ³ /日	8,910m ³ /日	
排除方式		分流式	分流式	

(2) 集落排水処理施設

農業集落排水処理施設は、出水市5地区（野田中央地区、青木地区、上特手地区、餅井地区、江内中央地区）、長島町1地区（鷹巣地区）が整備され、処理が行われています。

漁業集落排水処理施設は、長島町3区（汐見地区、幣串地区、三船地区）が整備され、処理が行われています。

出水市及び長島町の集落排水処理施設の概要を表3-2及び表3-3に示します。

表3-2 集落排水処理施設の整備概況（出水市）

項目		農業集落排水処理施設				
地区名称		野田中央地区	青木地区	上特手地区	餅井地区	江内中央地区
建設事業年度		平成元～5年度	平成5～7年度	平成6～9年度	平成7～11年度	平成10～14年度
計画区域面積 (ha)		192.0	86.0	22.0	47.4	57.2
計画処理人口 (人)		4,610	320	140	550	1,580
処理施設	処理場名	野田中央 浄化センター	青木 浄化センター	上特手 浄化センター	餅井 浄化センター	江内 浄化センター
	位置	鹿児島県出水市 野田町下名 2625	鹿児島県出水市 野田町上名 1882	鹿児島県出水市 野田町上名 4885	鹿児島県出水市 野田町下名	鹿児島県出水市 高尾野町江内 7604
	処理方式	回分式活性汚泥 方式	連続流入間欠 曝気方式	沈殿分離槽前置 型接触曝気方式	連続流入間欠 曝気方式	連続流入間欠 曝気方式
	処理能力 (m ³ /日)	1,244.7	86.4	37.8	148.5	427.0
	排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式

表3-3 集落排水処理施設の整備概況（長島町）

項目		農業集落排水処理施設	漁業集落排水処理施設		
地区名称		鷹巣地区	汐見地区	幣串地区	三船地区
建設事業年度		平成4～9年度	平成4～9年度	平成4～14年度	平成14～21年度
計画区域面積 (ha)		25	5	11	6
計画処理人口 (人)		1,195	270	550	297
処理施設	処理場名	鷹巣農業集落 排水処理施設	汐見漁港漁業集落 排水処理施設	幣串漁港漁業集落 排水処理施設	三船地区漁業集落 排水処理場
	位置	鹿児島県出水郡長島町東大字 鷹巣桃木田 3564-2 外	鹿児島県出水郡長島 町下山門野 2634-16	鹿児島県出水郡長 島町獅子島中網代	鹿児島県出水郡長島 町浦底三船
	処理方式	回分式活性汚泥方式	接触曝気方式	接触曝気方式	接触曝気方式
	処理能力 (m ³ /日)	492.0	81.5	165.0	91.0
	排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式

(3) 浄化槽

公共下水道及び集落排水処理施設等の集合処理区域以外の地域については合併処理浄化槽により、生活排水の処理が行われています。

なお、現在、構成市町では、浄化槽設置整備事業が実施され、合併処理浄化槽の設置推進を行っています。

令和4年度末における浄化槽人口を表3-4に示します。

組合圏域における浄化槽人口は40,693人となっており、そのうち32,866人(80.8%)が合併処理浄化槽人口となっています。

表3-4 浄化槽人口実績（令和4年度）

項目	阿久根市		出水市		長島町		組合圏域	
	処理人口 (人)	割合 (%)	処理人口 (人)	割合 (%)	処理人口 (人)	割合 (%)	処理人口 (人)	割合 (%)
合併処理浄化槽	12,028	80.0	12,815	73.3	8,023	98.3	32,866	80.8
単独処理浄化槽	3,012	20.0	4,678	26.7	137	1.7	7,827	19.2
合計	15,040	100.0	17,493	100.0	8,160	100.0	40,693	100.0

(4) し尿処理施設

組合圏域のし尿及び浄化槽汚泥は、バキューム車により収集し、衛生センターで処理し、処理水は八代海へ放流しています。

組合のし尿処理施設の整備概況を表3-5に示します。

表3-5 し尿処理施設整備概況

項目	概要
施設名称	北薩広域行政事務組合 衛生センター
建設事業年度	平成6年8月～平成9年2月
所在地	鹿児島県出水市高尾野町下水流 3861 番地
処理能力	121kL/日(し尿 85kL/日+浄化槽汚泥 36kL/日)
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理(凝集沈殿+オゾン+砂ろ過)
放流先	八代海

3 水環境、水質保全に関する状況等

組合圏域の水質（河川・海域）の現況等及び水質保全に関する特徴等は以下のとおりです。

(1) 河川

組合圏域の主要河川における BOD75%値及び年平均値の経年変化を表 3-6 に示します。平成 29 年度から令和 3 年度の過去 5 年間に於いて、全て基準値を達成しています。

表 3-6 主要河川における BOD75%値及び年平均値の経年変化

(単位：mg/L)

水域名	地点名	項目	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
米之津川	六月田橋 (出水市)	BOD75%値	2.0	0.9	0.8	0.6	0.7	0.5
		年平均値	2.0	1.1	0.7	0.6	0.7	0.6
	米之津橋 (出水市)	BOD75%値	2.0	0.8	0.6	<0.5	0.5	0.6
		年平均値	2.0	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6
高尾野川	桜橋 (出水市)	BOD75%値	2.0	0.6	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		年平均値	2.0	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	出水大橋 (出水市)	BOD75%値	2.0	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6
		年平均値	2.0	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7
折口川	田島橋 (阿久根市)	BOD75%値	2.0	1.0	1.1	1.1	0.9	1.6
		年平均値	2.0	1.8	1.4	1.0	1.0	1.3
高松川	浜田橋 (阿久根市)	BOD75%値	2.0	0.9	0.8	0.5	0.6	0.6
		年平均値	2.0	0.8	1.1	0.8	0.6	0.6

資料：鹿児島県

(2) 海域

組合圏域の周辺海域における全窒素・全リンの年平均値（表層 0.5m）の経年変化を表 3-7 に、COD75%値及び年平均値の経年変化を表 3-8 に示します。

COD75%値については一部の海域において、平成 29 年度及び令和 2 年度において、基準値を超過していますが、令和 3 年度は基準を満たしています。

表 3-7 全窒素・全リンの年平均値（表層 0.5m）の経年変化

(単位：mg/L)

水域名	地点名	項目	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
八代海南部海域	全域	全窒素	0.20	0.13	0.14	0.11	0.14	0.14
		全リン	0.020	0.016	0.017	0.020	0.017	0.018

資料：鹿児島県

表 3-8 COD75%値及び年平均値の経年変化

(単位：mg/L)

水域名	地点名	項目	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
八代海南部海域 (1)	B 1	COD75%値	3.0	2.8	2.1	2.0	2.0	2.3
		年平均値	3.0	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8
八代海南部海域 (2)	A 2	COD75%値	2.0	2.4	1.9	1.8	2.5	2.0
		年平均値	2.0	1.9	1.7	1.7	1.9	1.7
八代海南部海域 (3)	A 3	COD75%値	2.0	1.9	1.6	1.6	2.0	1.9
		年平均値	2.0	1.8	1.6	1.5	1.7	1.6
	A 4	COD75%値	2.0	2.2	1.8	1.5	2.4	1.9
		年平均値	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	1.7
	A 5	COD75%値	2.0	1.7	1.7	1.6	1.6	1.8
		年平均値	2.0	1.6	1.5	1.6	1.6	1.5
	A 6	COD75%値	2.0	2.0	1.6	1.6	2.1	1.8
		年平均値	2.0	1.7	1.5	1.5	1.7	1.5
	A 7	COD75%値	2.0	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3
		年平均値	2.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
薩摩半島西部海域 (1)	B 1	COD75%値	3.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.7
		年平均値	3.0	1.8	1.6	1.8	1.7	1.5
	B 2	COD75%値	3.0	2.2	1.7	1.9	2.1	1.6
		年平均値	3.0	1.8	1.6	1.7	1.7	1.4
薩摩半島西部海域 (3)	A 1	COD75%値	2.0	1.7	1.5	1.8	1.9	1.4
		年平均値	2.0	1.5	1.4	1.5	1.5	1.3

資料：鹿児島県

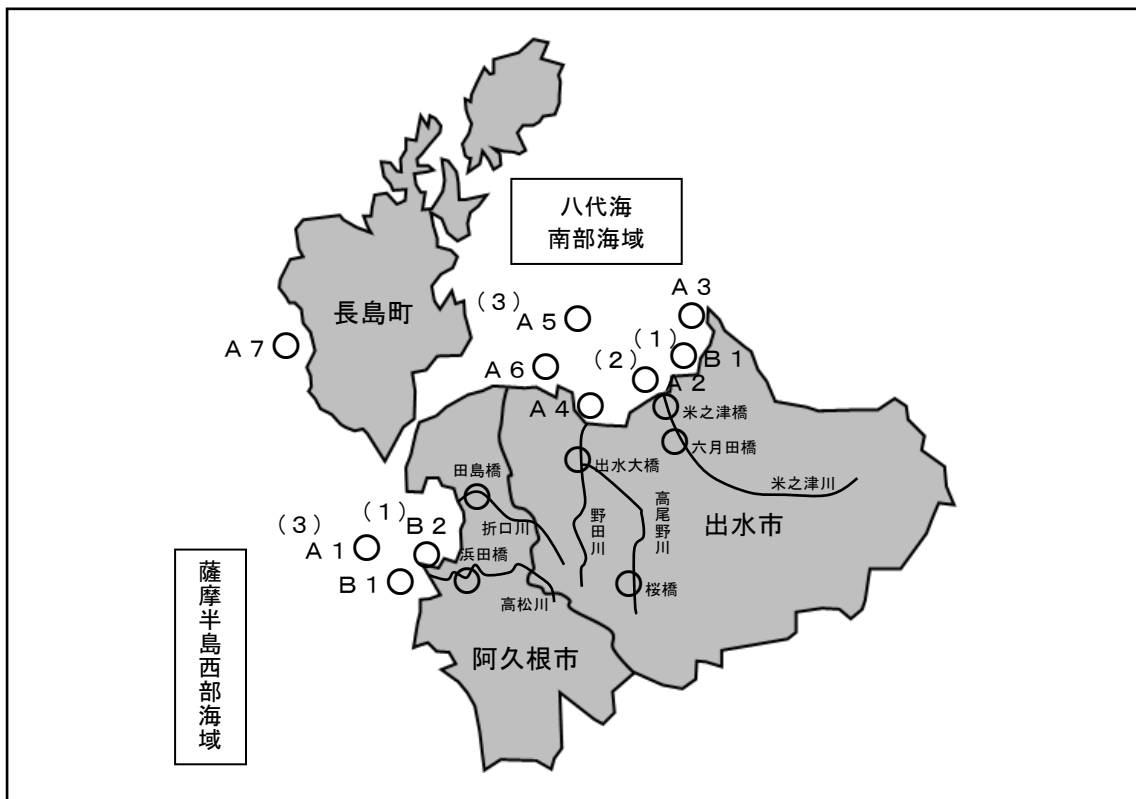


図 3-5 令和3年度水質（河川・海域）調査地点位置図

資料：鹿児島県

第2節 生活排水の排出状況

1 生活排水処理人口

(1) 阿久根市

阿久根市の平成30年度から令和4年度における生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率を、表3-9及び図3-6に示します。

表3-9 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（阿久根市）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	20,367	20,009	19,610	19,135	18,743
水洗化・生活雑排水処理人口	10,716	10,956	11,216	11,757	12,028
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	10,716	10,956	11,216	11,757	12,028
下水道	0	0	0	0	0
農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理施設	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,481	4,204	3,898	3,426	3,012
非水洗化人口	5,170	4,849	4,496	3,952	3,703
し尿(汲取)人口	5,170	4,849	4,496	3,952	3,703
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	52.6	54.8	57.2	61.4	64.2

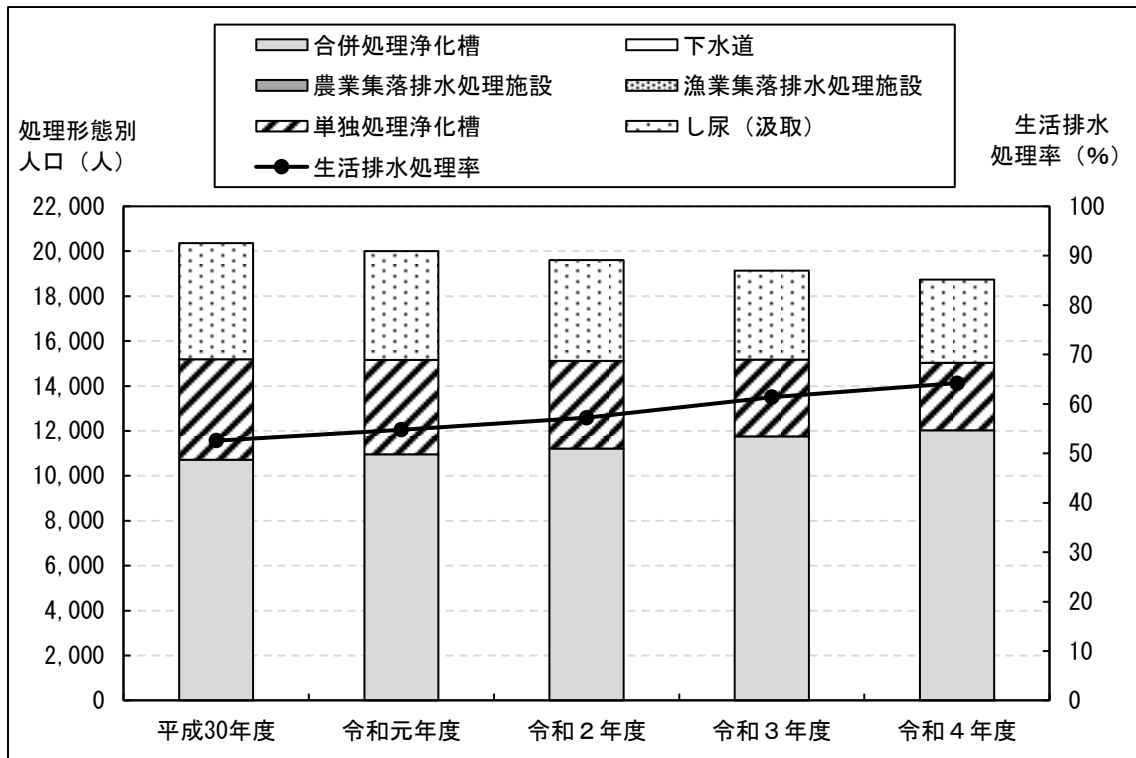


図3-6 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（阿久根市）

(2) 出水市

出水市の平成30年度から令和4年度における生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率を、表3-10及び図3-7に示します。

表3-10 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（出水市）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	53,213	53,018	52,765	52,069	51,689
水洗化・生活雑排水処理人口	44,278	44,339	44,134	43,539	43,431
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	12,618	12,652	12,678	12,629	12,815
下水道	27,975	28,067	27,922	27,477	27,293
農業集落排水処理施設	3,685	3,620	3,534	3,433	3,323
漁業集落排水処理施設	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,036	4,892	4,869	4,819	4,678
非水洗化人口	3,899	3,787	3,762	3,711	3,580
し尿(汲取)人口	3,899	3,787	3,762	3,711	3,580
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	83.2	83.6	83.6	83.6	84.0

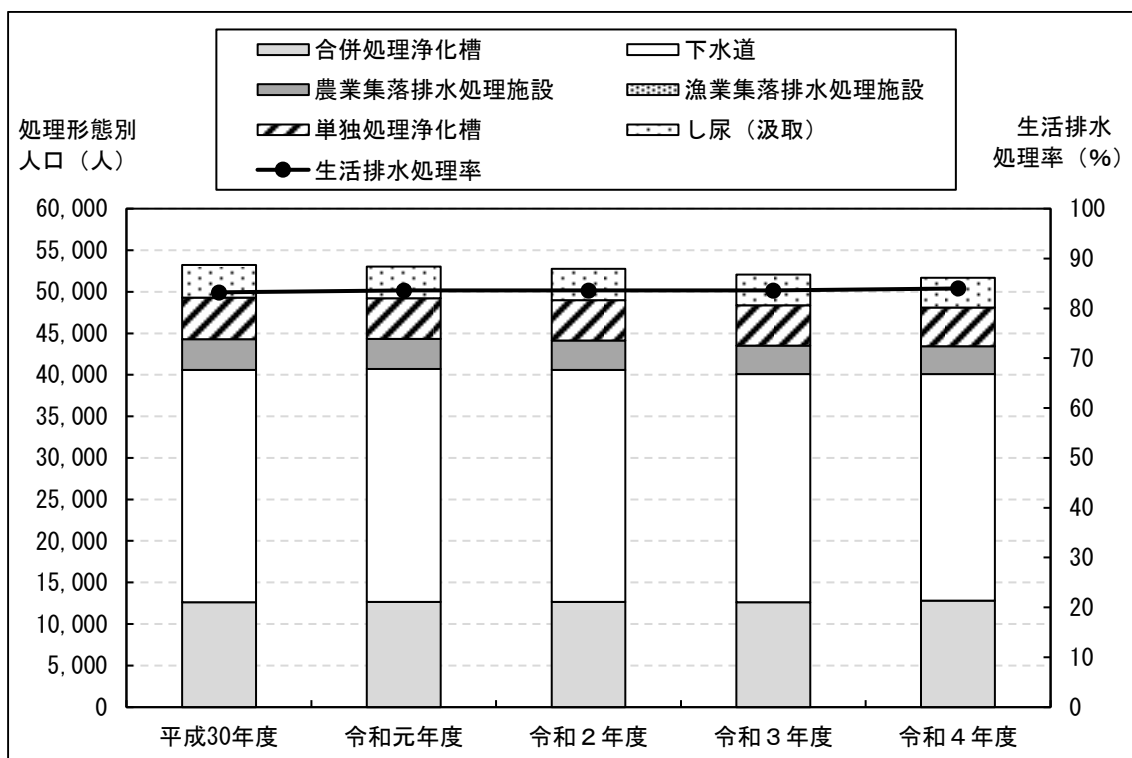


図3-7 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（出水市）

(3) 長島町

長島町の平成30年度から令和4年度における生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率を、表3-11及び図3-8に示します。

表3-11 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（長島町）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	10,436	10,259	10,091	9,908	9,688
水洗化・生活雑排水処理人口	9,676	9,671	9,559	9,508	9,384
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	8,107	8,244	8,171	8,110	8,023
下水道	0	0	0	0	0
農業集落排水処理施設	998	990	982	989	966
漁業集落排水処理施設	571	437	406	409	395
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	276	276	320	187	137
非水洗化人口	484	312	212	213	167
し尿(汲取)人口	484	312	212	213	167
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	92.7	94.3	94.7	96.0	96.9

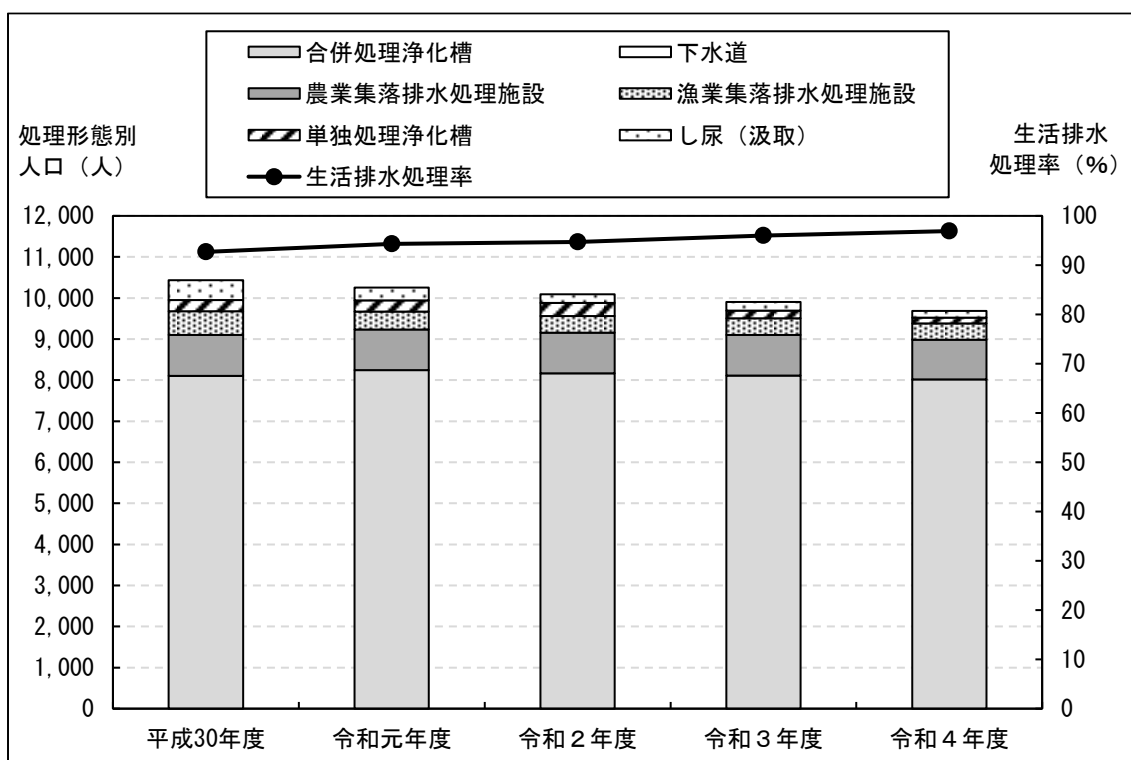


図3-8 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（長島町）

(4) 組合圏域

組合圏域の平成30年度から令和4年度における生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率を、表3-12及び図3-9に示します。

表3-12 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（組合圏域）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	84,016	83,286	82,466	81,112	80,120
水洗化・生活雑排水処理人口	64,670	64,966	64,909	64,804	64,843
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	31,441	31,852	32,065	32,496	32,866
下水道	27,975	28,067	27,922	27,477	27,293
農業集落排水処理施設	4,683	4,610	4,516	4,422	4,289
漁業集落排水処理施設	571	437	406	409	395
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	9,793	9,372	9,087	8,432	7,827
非水洗化人口	9,553	8,948	8,470	7,876	7,450
し尿(汲取)人口	9,553	8,948	8,470	7,876	7,450
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	77.0	78.0	78.7	79.9	80.9

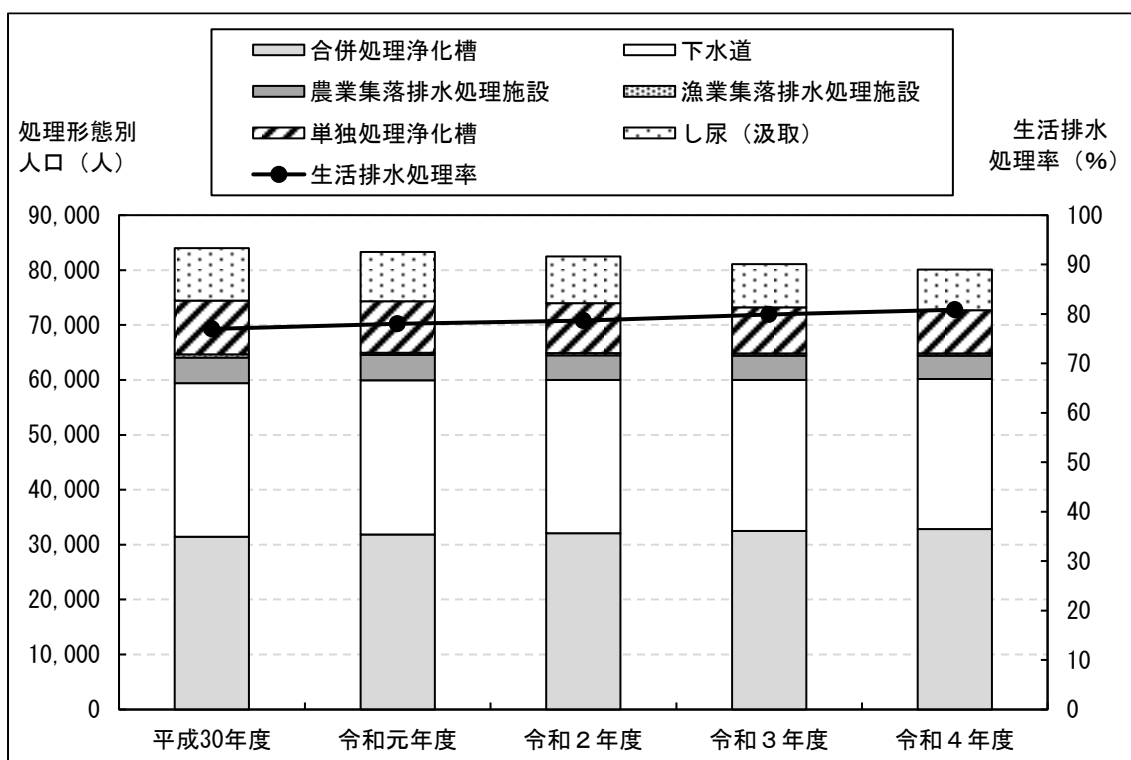


図3-9 生活排水処理形態別人口・生活排水処理率（組合圏域）

2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量

(1) 阿久根市

阿久根市の平成30年度から令和4年度の上り尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績を表3-13及び図3-10に示します。

し尿は、平成30年度から令和4年度にかけて減少傾向にあります。

浄化槽汚泥は、平成30年度から令和4年度にかけて増減しながら減少傾向にあります。

表3-13 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（阿久根市）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	し尿 (kL/年)	5,247	5,203	5,113	4,766	4,229
	浄化槽汚泥 (kL/年)	11,981	10,227	11,800	10,978	10,431
	合計 (kL/年)	17,228	15,430	16,913	15,744	14,660
混入率 (%)		69.5	66.3	69.8	69.7	71.2
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	47	42	46	43	40
	搬入率 (%)	38.8	34.7	38.0	35.5	33.1

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

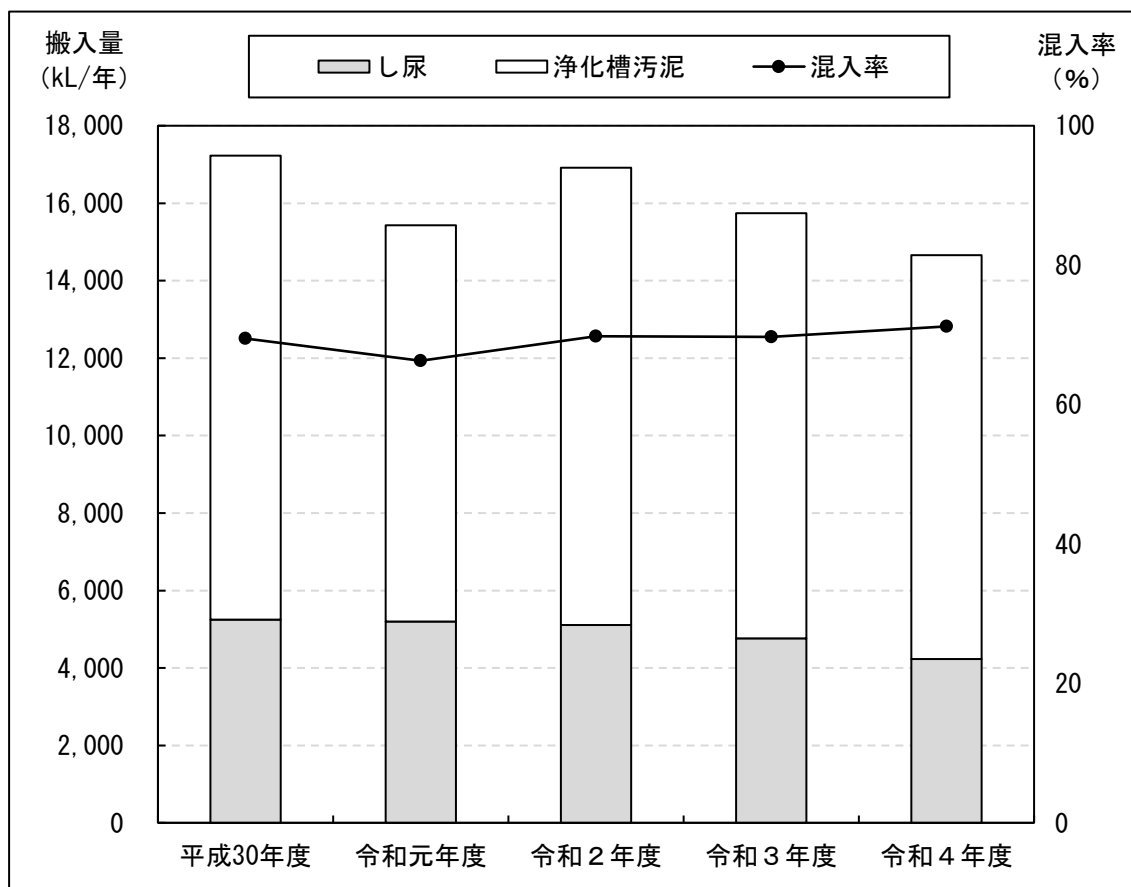


図3-10 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（阿久根市）

(2) 出水市

出水市の平成30年度から令和4年度のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績を表3-14及び図3-11に示します。

し尿は、平成30年度から令和4年度にかけて減少傾向にあります。

浄化槽汚泥は、平成30年度から令和4年度にかけて減少傾向にあります。

表3-14 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（出水市）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	し尿 (kL/年)	2,270	2,060	1,994	1,901	1,824
	浄化槽汚泥 (kL/年)	17,828	17,757	17,324	17,143	17,659
	合計 (kL/年)	20,098	19,817	19,318	19,044	19,483
混入率 (%)		88.7	89.6	89.7	90	90.6
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	55	54	53	52	53
	搬入率 (%)	45.5	44.6	43.8	43.0	43.8

※ 浄化槽汚泥には、農業集落排水処理施設からの汚泥を含みます。

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

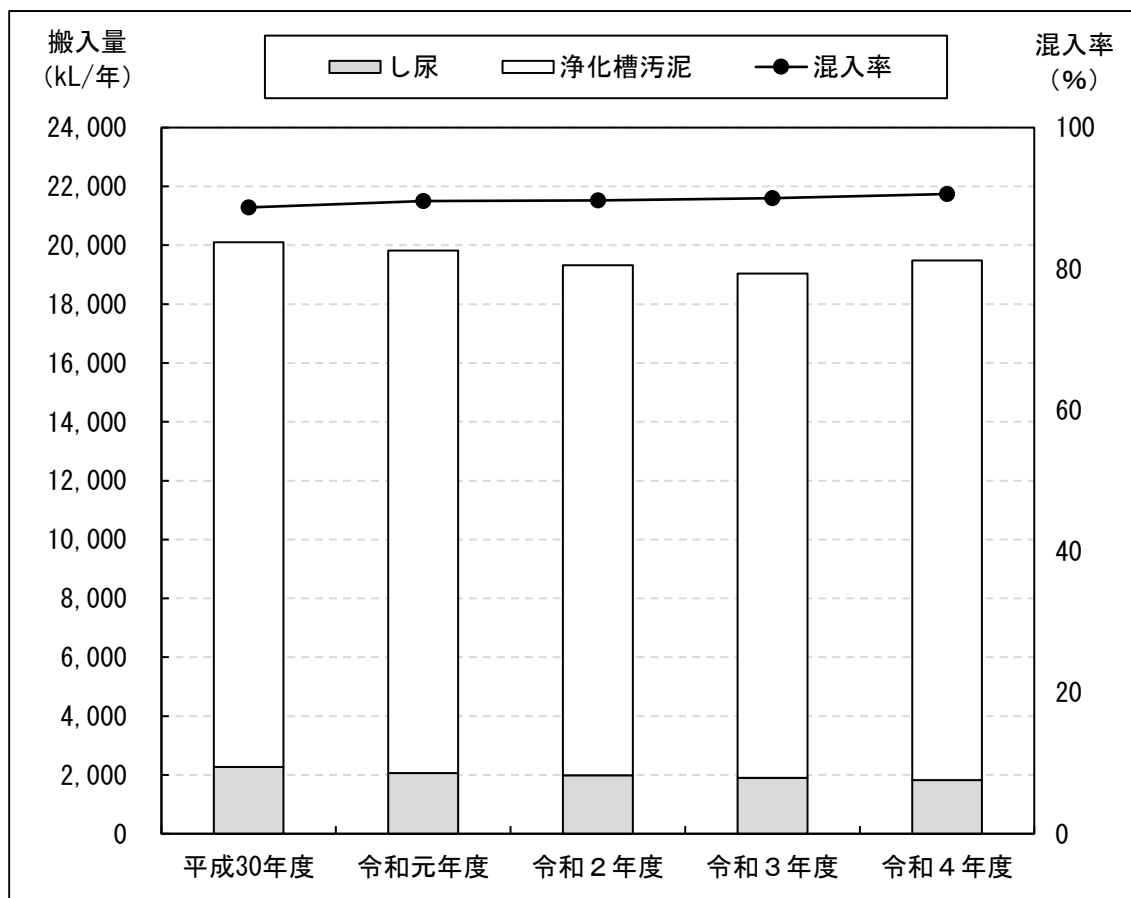


図3-11 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（出水市）

(3) 長島町

長島町の平成30年度から令和4年度のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績を表3-15及び図3-12に示します。

し尿は、平成30年度から令和4年度にかけて減少傾向にあります。

浄化槽汚泥は、平成30年度から令和4年度にかけて増減しながら減少傾向にあります。

表3-15 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（長島町）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	し尿 (kL/年)	1,290	1,182	1,177	1,015	1,003
	浄化槽汚泥 (kL/年)	6,437	6,110	6,806	6,200	6,220
	合計 (kL/年)	7,727	7,292	7,983	7,215	7,223
混入率 (%)		83.3	83.8	85.3	85.9	86.1
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	21	20	22	20	20
	搬入率 (%)	17.4	16.5	18.2	16.5	16.5

※ 浄化槽汚泥には、農業・漁業集落排水処理施設からの汚泥を含みます。

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

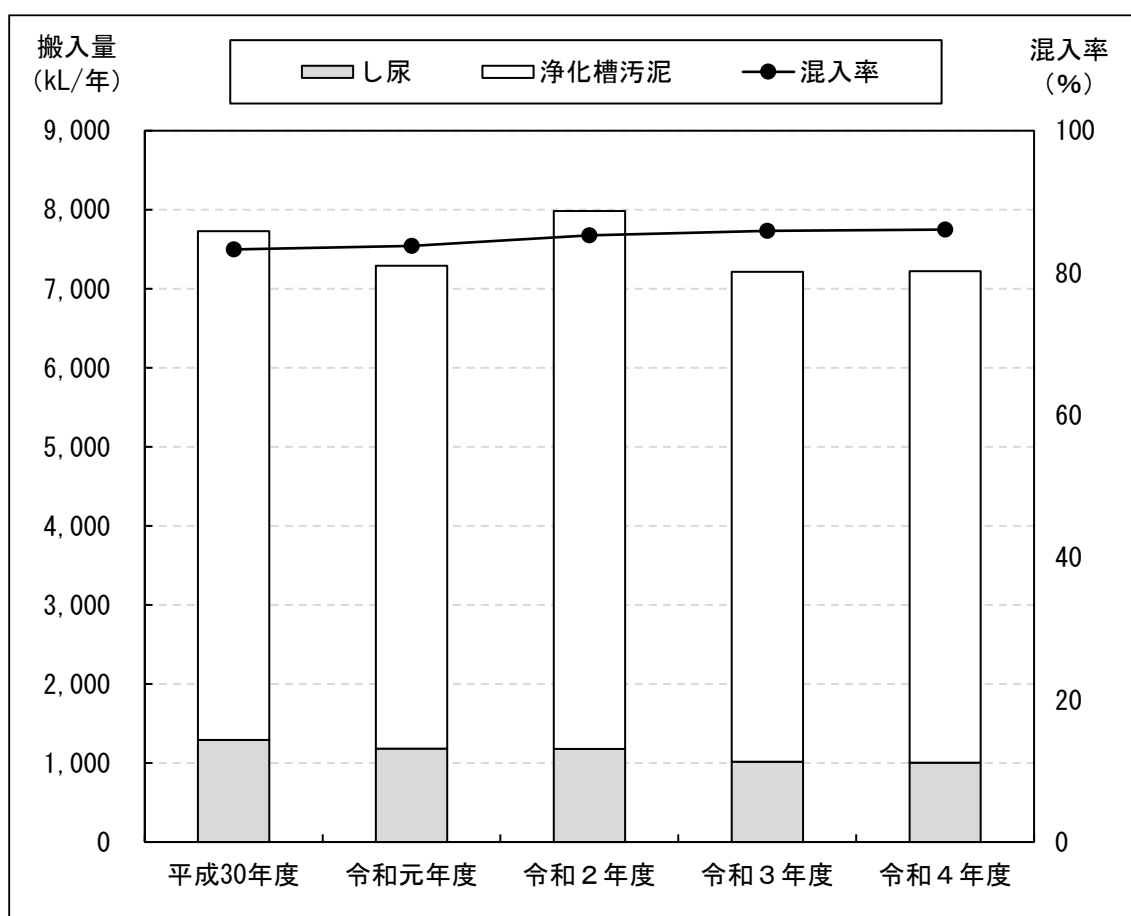


図3-12 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（長島町）

(4) 組合圏域

組合圏域の平成30年度から令和4年度のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績を表3-16及び図3-13に示します。

し尿は、平成30年度から令和4年度にかけて減少傾向にあります。

浄化槽汚泥は、平成30年度から令和4年度にかけて増減しながら減少傾向にあります。

表3-16 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（組合圏域）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	し尿 (kL/年)	8,807	8,445	8,284	7,682	7,056
	浄化槽汚泥 (kL/年)	36,246	34,094	35,930	34,321	34,310
	合計 (kL/年)	45,053	42,539	44,214	42,003	41,366
混入率 (%)		80.5	80.1	81.3	81.7	82.9
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	123	116	121	115	113
	搬入率 (%)	101.7	95.9	100.0	95.0	93.4

※ 浄化槽汚泥には、農業・漁業集落排水処理施設からの汚泥を含みます。

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

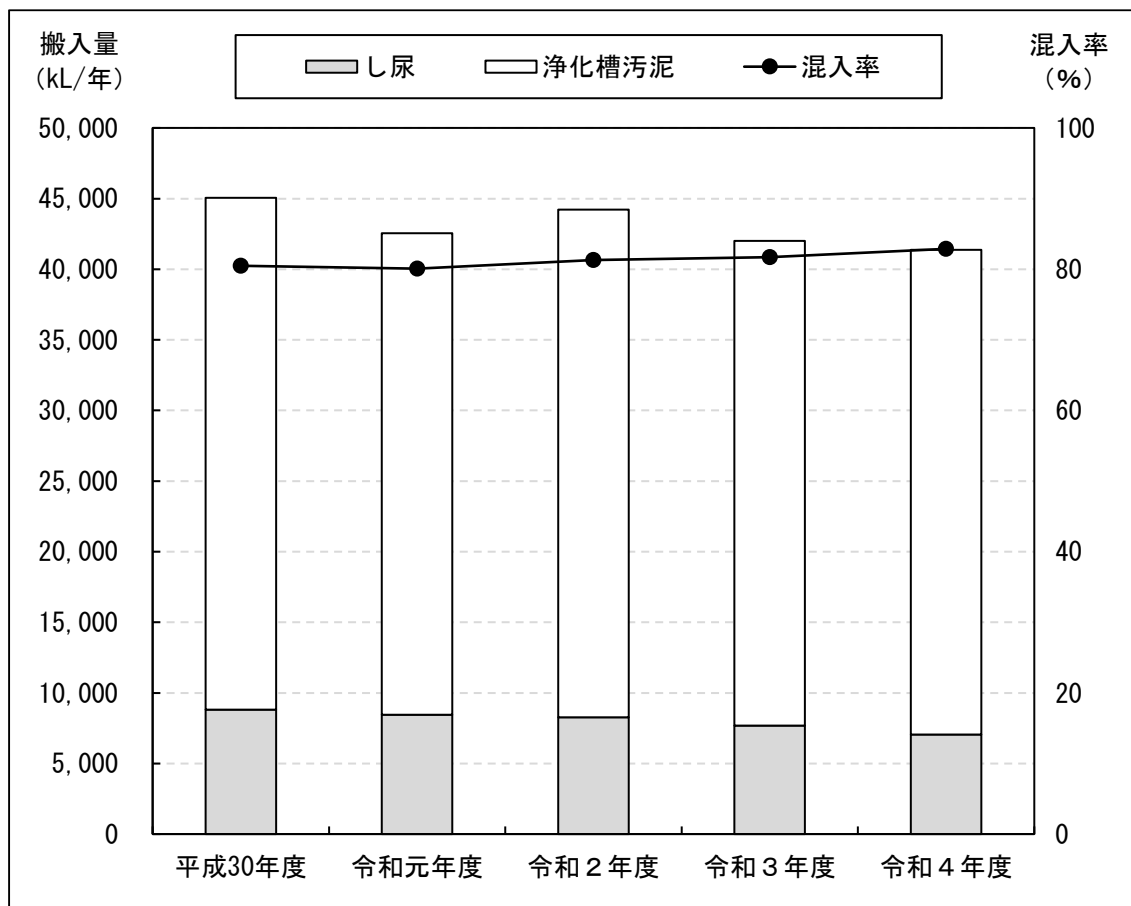


図3-13 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（組合圏域）

3 し尿及び浄化槽汚泥の性状

令和4年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の性状を表3-17及び表3-18に示します。

し尿等に含まれる有機物濃度の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、1,500mg/L程度で、し尿計画値及び浄化槽汚泥計画値よりも大幅に低い傾向が見られます。

表3-17 し尿の性状（令和4年度）

項目	し尿計画値	搬入し尿
水温 (°C)	—	29.5
水素イオン濃度 (pH)	8.4	7.4 (27.1°C)
蒸発残留物 (mg/L)	32,000	8,100
浮遊物質 (SS) (mg/L)	18,000	5,000
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	13,000	1,500
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	7,900	3,200
塩化物イオン (Cl ⁻) (mg/L)	3,800	140
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N) (mg/L)	—	120
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	4,900	310
りん含有量 (T-P) (mg/L)	610	—

※ 水素イオン濃度 (pH) の温度は、測定時の水温です。

資料：北薩広域行政事務組合衛生センター精密機能検査報告書

表3-18 浄化槽汚泥の性状（令和4年度）

項目	浄化槽汚泥計画値	搬入浄化槽汚泥
水温 (°C)	—	29.6
水素イオン濃度 (pH)	7.0	7.9 (27.4°C)
蒸発残留物 (mg/L)	10,000	1,900
浮遊物質 (SS) (mg/L)	7,800	890
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	3,500	1,300
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	3,000	540
塩化物イオン (Cl ⁻) (mg/L)	200	220
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N) (mg/L)	—	290
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	700	410
りん含有量 (T-P) (mg/L)	110	—

※ 水素イオン濃度 (pH) の温度は、測定時の水温です。

資料：北薩広域行政事務組合衛生センター精密機能検査報告書

第3節 生活排水処理の実績

1 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者により収集・運搬を行っています。

収集方法は、収集箇所からバキューム車により直接収集しています。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績については、「第3章第2節2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量」に示すとおりです。

2 中間処理

組合が運営・管理する衛生センター（し尿処理施設）にて、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行います。

また、処理の過程で発生した汚泥を脱水したもの（以下、「脱水汚泥」という。）及びし渣を脱水したもの（以下、「脱水し渣」という。）の焼却処理を行っています。

衛生センターにおける平成30年度から令和4年度の脱水汚泥・脱水し渣の焼却量及び焼却により発生する焼却灰量を表3-19に示します。

表3-19 汚泥焼却量及び焼却灰量

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
脱水汚泥処理量 (kg)	1,787,553	1,645,483	1,622,665	1,583,215	1,546,595
焼却灰量 (kg)	42,570	39,940	42,520	39,440	41,120

3 最終処分

中間処理によって発生した脱水汚泥の焼却灰（以下、「焼却汚泥」という。）は、汚泥肥料として農地還元されているため、最終処分はゼロとなっています。

4 組合における生活排水処理に係る財政及び処理コスト

(1) 組合における生活排水処理に係る財政（財源）

生活排水処理に係る財政（財源）の実績を表3-20及び図3-14に示します。
全体を通じて、市町負担金の割合が最も多いです。

表3-20 生活排水処理に係る財政（財源）の実績

（単位：千円）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定財源	178,477	183,127	172,687	169,730	187,716
国庫支出金	0	0	0	0	0
都道府県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
使用料及び手数料	1,330	1,331	418	13	0
市町負担金	177,147	181,796	171,294	169,717	187,700
その他	0	0	975	0	16
一般財源	0	0	0	0	0
合計	178,477	183,127	172,687	169,730	187,716

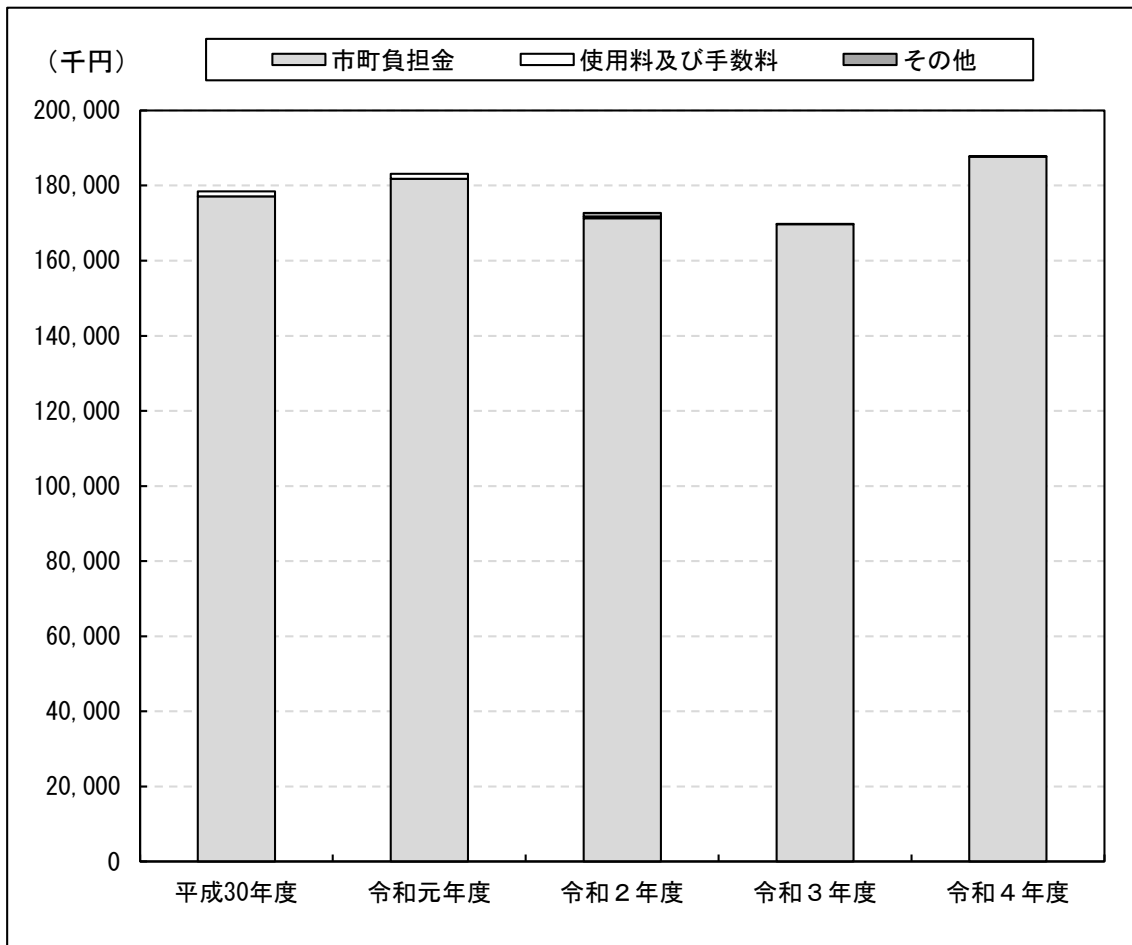


図3-14 生活排水処理に係る財政（財源）の実績

(2) 組合における生活排水処理に係るコスト

生活排水処理に係るコストの実績を表3-21及び図3-15に示します。

建設改良費については平成30年度から令和4年度にかけて0円です。

処理及び維持管理費は増減を繰り返しており、令和4年度の経費は1億5,676万7千円です。

表3-21 生活排水処理に係るコストの推移の実績

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
建設改良費	0	0	0	0	0	
工事費	中間処理施設	0	0	0	0	
	最終処分	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	147,329	144,318	135,376	140,333	156,767	
人件費	16,880	16,805	9,417	13,299	17,267	
処理費	中間処理費	102,676	98,215	97,047	98,364	109,045
	最終処分費	0	0	0	0	0
委託料	27,773	29,298	28,912	28,670	30,455	
その他	0	0	0	0	0	
調査研究費	0	0	0	0	0	
合計	147,329	144,318	135,376	140,333	156,767	

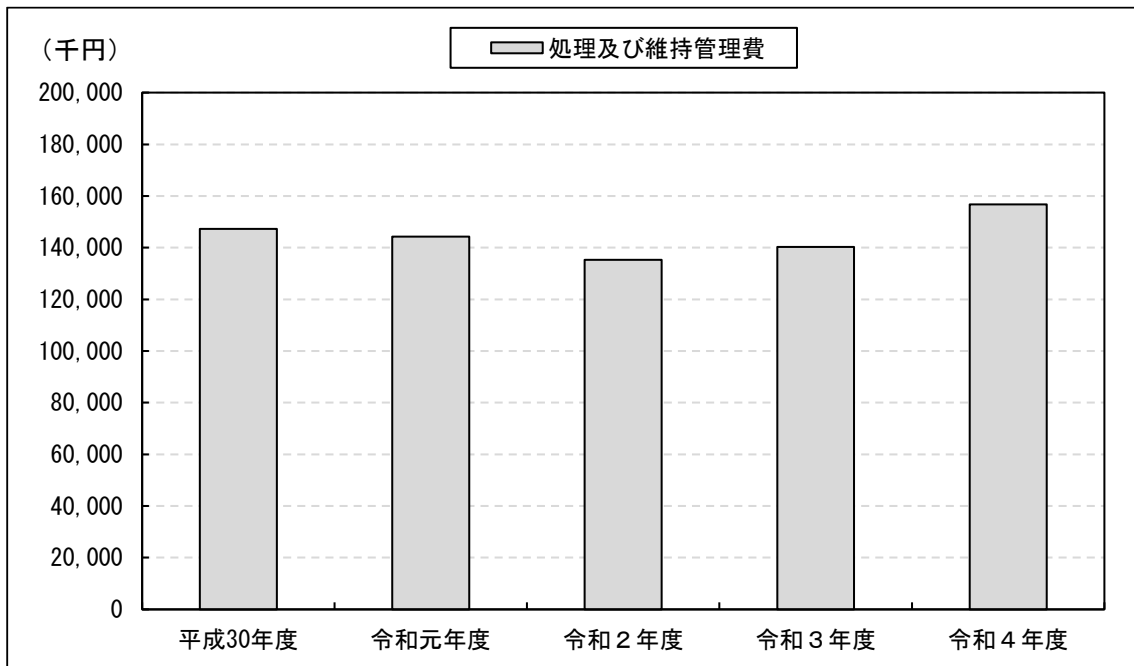


図3-15 生活排水処理に係るコストの推移の実績

第4節 現有施設の状況

1 生活排水処理施設の処理の状況

組合が運営・管理する衛生センターの概要を表3-22及び図3-16から図3-19に示します。

表3-22 衛生センターの概要

項目	概要
施設名称	北薩広域行政事務組合 衛生センター
所在地	鹿児島県出水市高尾野町下水流 3861 番地
敷地面積	約 10,000m ²
建築面積	(処理棟)2,323m ² 、(管理棟)308m ²
延床面積	(処理棟)3,747m ² 、(管理棟)523m ²
処理能力	121kL/日(し尿 85kL/日+浄化槽汚泥 36kL/日)
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理(凝集沈殿+オゾン+砂ろ過)
放流水質	(pH)5.8~8.6、(BOD)10mg/L以下、(SS)10mg/L以下、(COD)30mg/L以下、(T-N)10mg/L以下、(T-P)1mg/L以下、(色度)30度以下、(大腸菌群数)100個/mL以下
放流先	八代海
着工~竣工	平成6年8月~平成9年2月

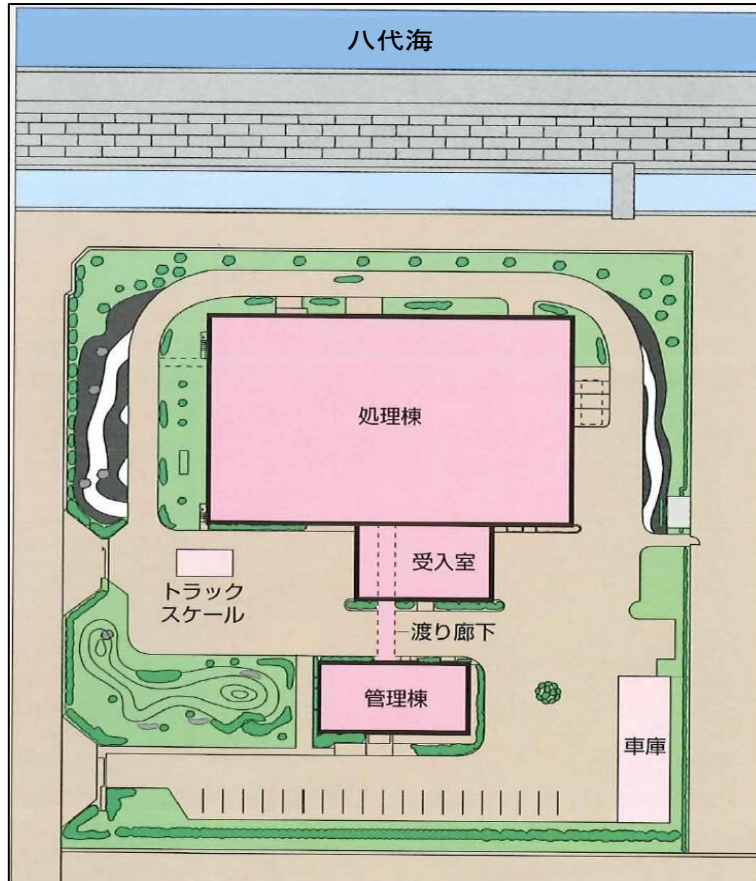


図3-16 施設配置図

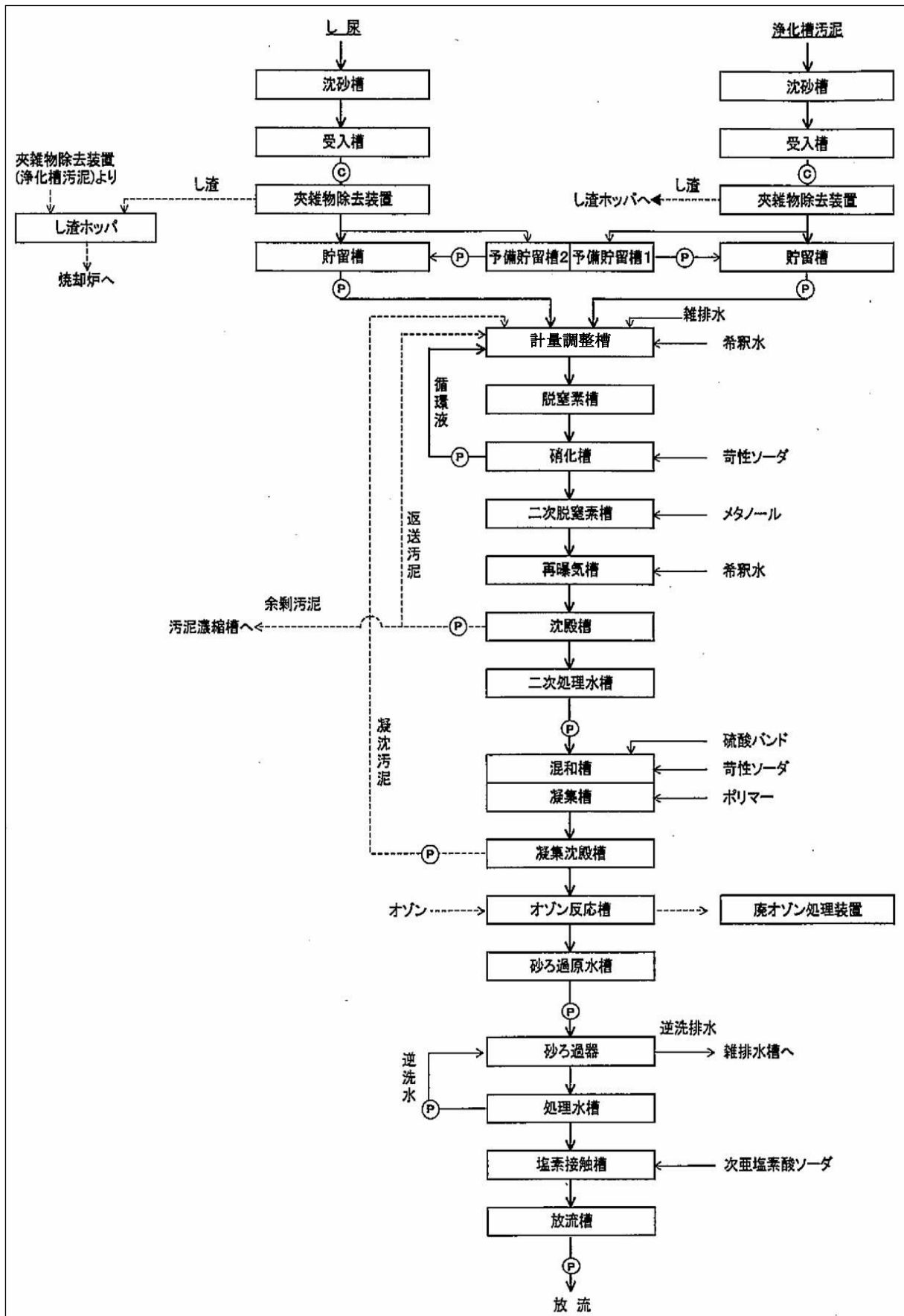


図 3-1 7 施設の概要 (し尿処理工程図)

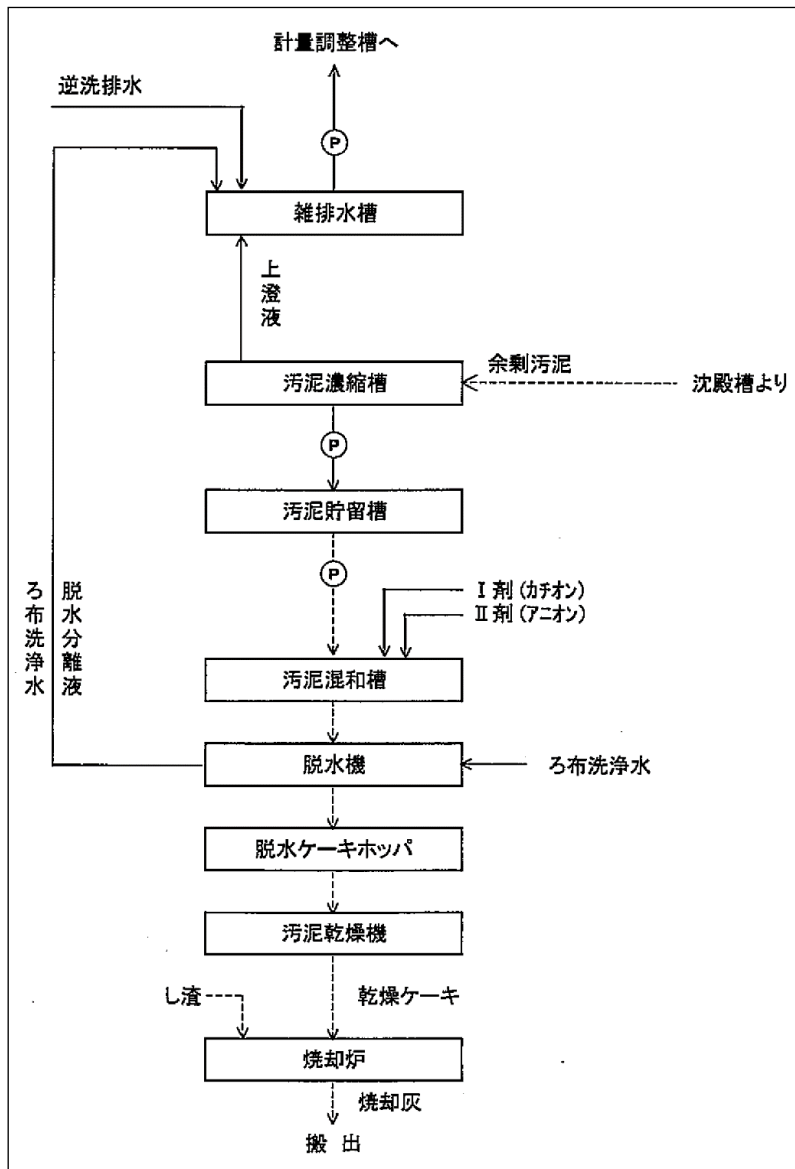


図 3-18 施設の概要 (汚泥処理工程図)

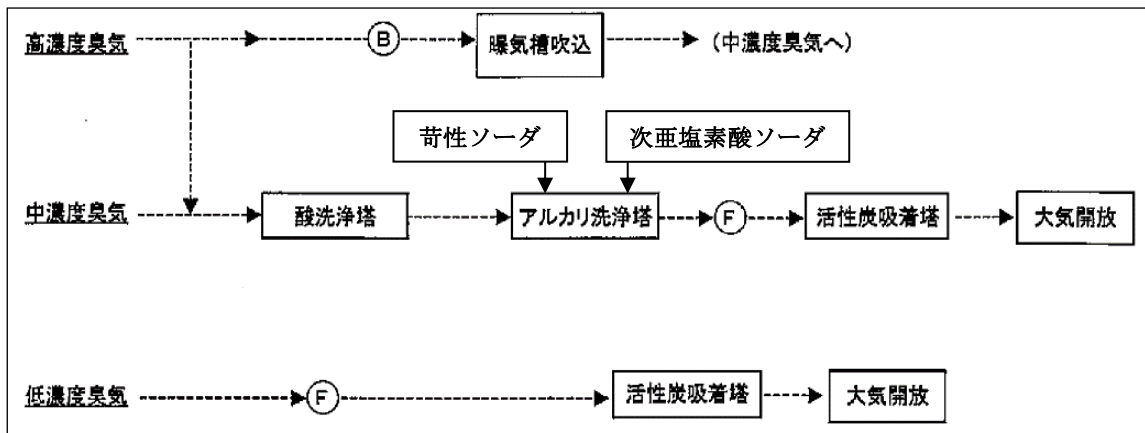


図 3-19 施設の概要 (脱臭処理工程図)

2 再資源化の状況

組合では、衛生センターでし尿及び浄化槽汚泥を処理する過程で発生する焼却汚泥を肥料登録し、汚泥肥料「ホクサツ1号」として農地還元や住民に配布しています。



図3-20 汚泥肥料（ホクサツ1号）

第5節 生活排水の処理主体

目標年次における構成市町の生活排水の処理主体（種類別、処理形態別）を表3-23に示します。

処理主体は、出水市で公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設、長島町で農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設が整備されており、行政により処理が行われています。合併処理浄化槽や単独処理浄化槽による処理は、それぞれの構成市町の個人等により処理が行われています。

なお、し尿及び浄化槽汚泥については、衛生センターにおいて処理を行っています。

表3-23 生活排水の処理主体

処理主体	処理施設の種類	生活排水の種類	処理対象区域
行政（構成市町または組合）	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所、風呂等） 	公共下水道・特定環境保全公共下水道事業計画区域内
	農業集落排水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所、風呂等） 	農業集落排水処理区域内
	漁業集落排水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所、風呂等） 	漁業集落排水処理区域内
	し尿処理施設（衛生センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿（汲取、簡易水洗トイレ） ・浄化槽汚泥（農業・漁業集落排水処理施設汚泥を含む） 	計画処理区域内
個人等	合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所、風呂等） 	公共下水道事業計画区域及び農業・漁業集落排水処理区域以外の区域
	単独処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿（水洗トイレ） 	計画処理区域内

第6節 課題の抽出

1 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、迅速かつ衛生的に行うことはもとより、現有施設への搬入状況を勘案し、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集運搬を行う必要があります。

2 中間処理

(1) 公共下水道事業などの集合処理の推進

公共下水道計画区域内の生活排水は、事業認可区域での早期整備を目指し、整備済みの区域については、接続（水洗化）を促すことで生活排水処理の向上を図る必要があります。

農業・漁業集落排水処理施設については、整備済み地区の接続率を向上させる必要があります。

(2) 合併処理浄化槽の設置・整備

公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置整備推進により、生活排水処理率の向上を図る必要があります。合わせて、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

(3) 生活雑排水処理の推進

公共用水域の水質汚濁等の主な原因には、一般家庭からの台所、洗濯及び風呂等により排出される生活雑排水があげられます。

特に単独処理浄化槽設置世帯、し尿（汲取）世帯については、発生する生活雑排水の全量が未処理のまま公共用水域に排出されています。

公共用水域の水質保全のためにも、生活雑排水の適正処理方法及び河川等への排出量の削減対策等について検討する必要があります。

(4) 衛生センター（し尿処理施設）の補修・設備更新

組合の既存施設については、稼働後26年が経過しており、老朽化が進んでいるため、適切な補修や設備更新等を行う必要があります。今後は、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の内容も踏まえ、衛生センターの適切な老朽化対策や省エネルギー化対策を実施していく必要があります。

3 最終処分

現在、し尿処理施設から発生する脱水汚泥、脱水し渣は、焼却後に全量再資源化されています。最終処分量削減のため、引き続き有効利用を継続する必要があります。

第7節 生活排水処理行政の動向

1 国における生活排水処理行政の動向

「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和3年度）について（環境省、令和5年3月）」にまとめられた国における生活排水処理行政の動向を以下に示します。

（1）水洗化の状況

水洗化の状況を図3-21に示します。

水洗化人口は、公共下水道人口、単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の合計となり、公共下水道、合併処理浄化槽の普及に伴い増加しており、非水洗化人口は減少しています。

表3-24 し尿処理形態の推移

（単位：万人）

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共下水道人口	9,200	9,290	9,370	9,450	9,510	9,570	9,630	9,680	9,720	9,720
単独処理浄化槽人口	1,310	1,240	1,180	1,140	1,100	1,050	1,020	990	930	750
合併処理浄化槽人口	1,460	1,480	1,490	1,490	1,490	1,490	1,480	1,470	1,470	1,540
その他浄化槽人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80
非水洗化人口	900	830	780	730	690	660	620	580	550	520

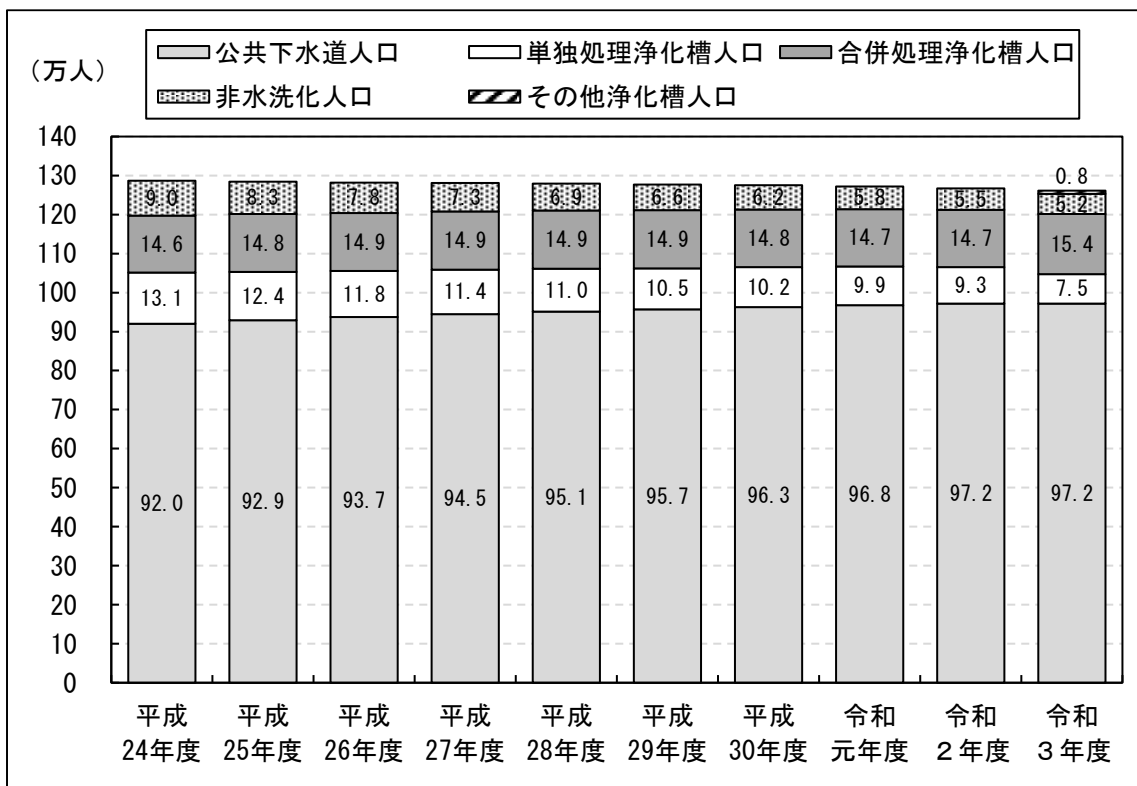


図3-21 し尿処理形態の推移

資料：一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和3年度）について（環境省、令和5年3月）

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理内訳を図3-22に示します。

令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は合計で1,977万kLであり、し尿処理施設で処理された量は合計で1,804万kL(91.2%)です。

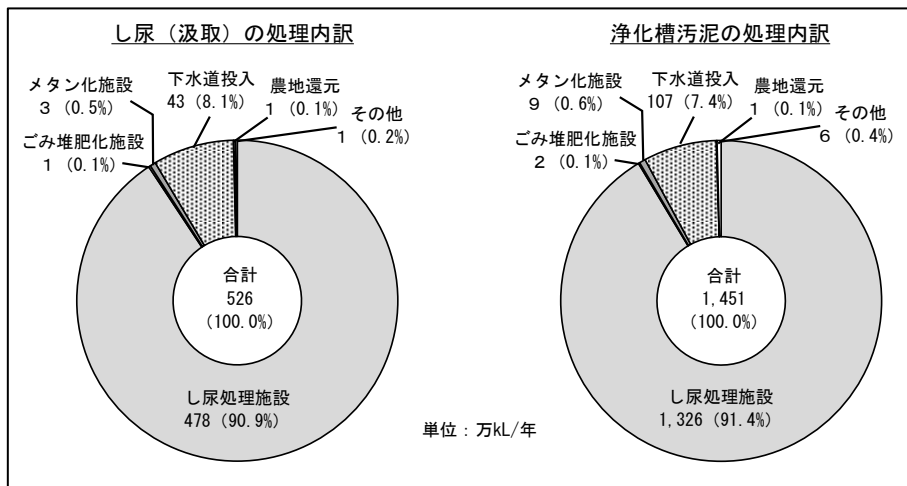


図3-22 し尿（汲取）及び浄化槽汚泥の処理内訳

資料：一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和3年度）について
（環境省、令和5年3月）

(3) し尿処理からの処理残渣の処理内訳

し尿処理からの処理残渣の処理内訳を図3-23に示します。

令和3年度のし尿処理施設において処理された後に発生する残渣は73万トンであり、し尿処理施設内で焼却処分された量は残渣全体の約43%、ごみ焼却施設が約26%、下水道処理が約9%です。その他の残渣の一部は、堆肥化等により再資源化されています。

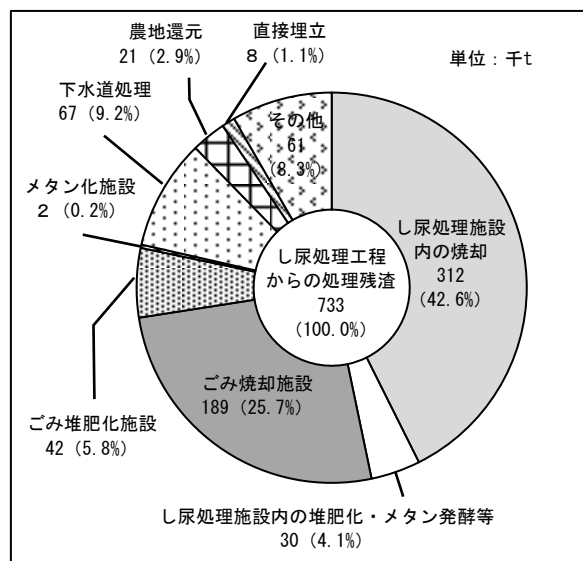


図3-23 し尿処理からの処理残渣の処理内訳

資料：一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和3年度）について
（環境省、令和5年3月）

(4) し尿処理事業経費

し尿処理事業経費の推移を図3-24に示します。

令和3年度のし尿処理事業経費は、2,153億円であり、し尿処理対象人口（非水洗化人口及び浄化槽人口の合計）1人当たりに換算すると7,500円となります。

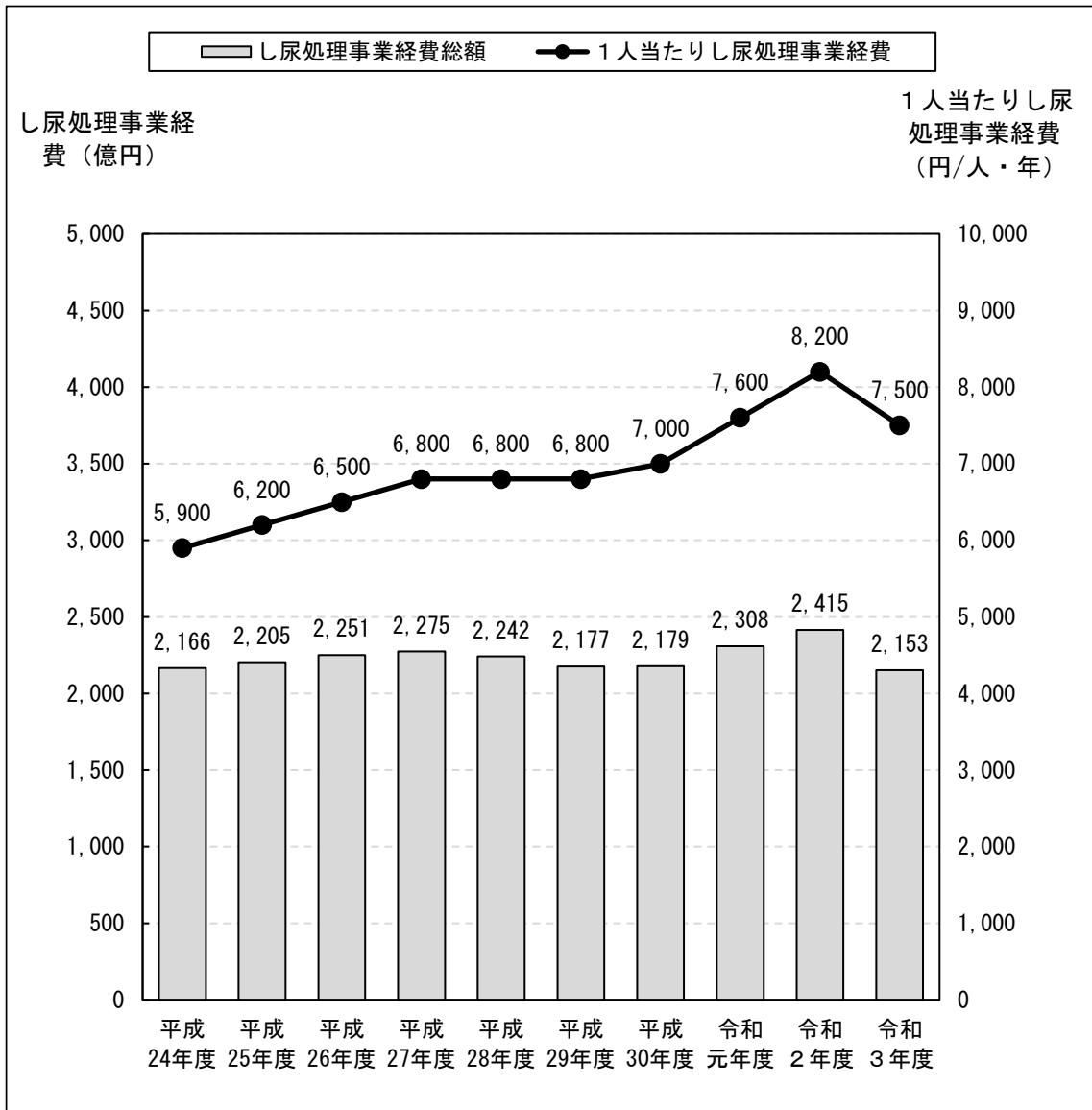


図3-24 し尿処理事業経費の推移

資料：一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和3年度）について
（環境省、令和5年3月）

2 県における生活排水処理行政の動向

鹿児島県では、平成21年3月に策定した生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道、集落排水、浄化槽等による生活排水処理施設の整備を促進してきました。

その後、人口減少や厳しい財政状況等の社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進めるとともに、効率的で持続可能な生活排水処理システムを構築するため、「かごしま生活排水処理構想 2019（鹿児島県、平成31年3月）」を策定しました。

(1) 処理の状況

鹿児島県の平成29年度末の水洗化・生活雑排水処理人口は80.1%であり、全国平均90.9%を下回っている状況です。

また、整備手法別に全国と比較すると、下水道の普及率が低く、浄化槽の普及率が高い状況となっています。

表3-25 平成29年度末における生活排水処理施設整備状況

項目	施設別処理人口(千人)	県全体行政人口(千人)	本県		全国の普及率(%)	
			普及率(%)	順位(位)		
下水道	689.9	1643.3	42	44	78.8	
集落排水	農業集落排水		36.8	2.2	32	2.7
	漁業集落排水		4.5	0.3		
コミュニティ・プラント	4.9		0.3	9	0.2	
浄化槽	580.4		35.3	2	9.2	
合計	1316.6		80.1	39	90.9	

資料：かごしま生活排水処理構想 2019（鹿児島県、平成31年3月）

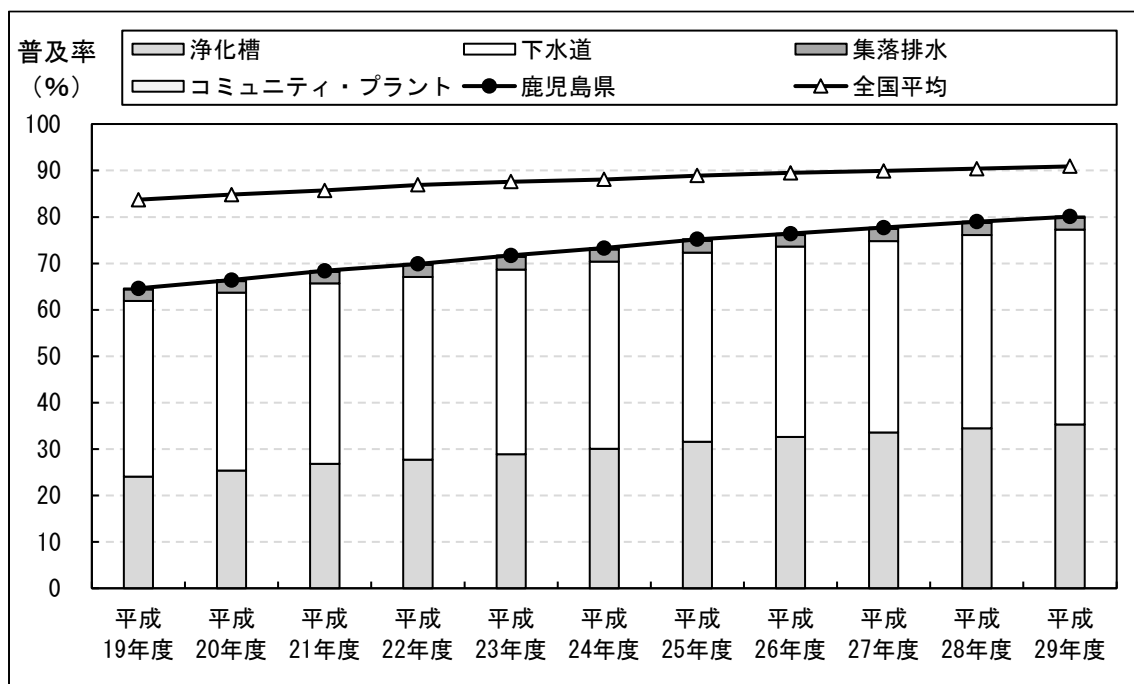


図3-25 普及率の推移及び全国との比較

資料：かごしま生活排水処理構想 2019（鹿児島県、平成31年3月）

(2) 目標

かごしま生活排水処理構想 2019 では、鹿児島県における汚水処理（水洗化・生活雑排水処理）人口普及率*の目標値が定められており、表 3-2 6 に示します。

※ 汚水処理（水洗化・生活雑排水処理）人口普及率（%）

=（下水道処理人口+農業・漁業集落排水処理人口+合併処理浄化槽人口）/行政人口

表 3-2 6 鹿児島県の汚水処理人口普及率の目標値

項目	平成 29 年度末 (現状)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (目標年度なし)
汚水処理人口 普及率 (%)	80.1	95	100

資料：かごしま生活排水処理構想 2019（鹿児島県、平成 31 年 3 月）

(3) 広域化・共同化

鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画（令和 5 年 3 月、鹿児島県）において、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの大量更新時期の到来など事業運営に係る多くの課題を踏まえて、生活排水処理事業における持続可能な事業運営の推進を目的として、「広域化・共同化計画」が策定されています。

広域化・共同化計画では、鹿児島県を 7 ブロックに分けており、組合圏域は薩摩川内市及びさつま町とともに「北薩ブロック」に分類されています。

北薩ブロックにおける広域化・共同化計画は、表 3-2 7 の内容について検討・調整が行われています。

表 3-2 7 広域化・共同化計画のソフトメニュー（北薩ブロック関連箇所抜粋）

項目	内容
維持管理の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設における維持管理の共同化 ・ 管路施設における維持管理の共同化 ・ 汚泥有効活用の共同化
事務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路台帳システム開発・更新等の共同化 ・ 設備台帳システム開発・更新等の共同化
人材育成・広報活動の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web 会議システムによる合同会議・研修 ・ 広報活動の共同化
災害時対応の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における相互支援協定の締結 ・ 災害時における人的及び備品等の支援 ・ 災害時の汚泥相互受入れ

3 近隣市町における生活排水処理行政の動向

薩摩川内市、伊佐市及びさつま町における汚水処理人口普及率の状況を表3-28に示します。

薩摩川内市の生活排水処理は、汚水処理人口普及率が74.2%であり、合併処理浄化槽58.2%、下水道10.3%、集落排水処理4.3%、コミュニティ・プラント1.4%の順となっています。

伊佐市の生活排水処理は、汚水処理人口普及率が55.7%であり、合併処理浄化槽43.8%、集落排水処理11.9%の順となっています。

さつま町の生活排水処理は、汚水処理人口普及率が67.2%であり、合併処理浄化槽62.9%、集落排水処理4.4%の順となっています。

表3-28 近隣市町における汚水処理人口普及率の状況

項目	薩摩川内市	伊佐市	さつま町	組合圏域
計画処理区域内人口 (人)	95,582	26,383	21,569	80,120
水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	70,907	14,704	14,505	64,843
汚水処理人口普及率 (%)	74.2	55.7	67.2	80.9
下水道 (%)	10.3	0	0	34.1
集落排水処理施設 (%)	4.3	11.9	4.4	5.8
合併処理浄化槽 (%)	58.2	43.8	62.9	41
コミュニティ・プラント (%)	1.4	0	0	0

※ 平成29年度末の処理状況。

※ 普及率は四捨五入のため、合計値が表示と合わないことがあります。

資料：かごしま生活排水処理構想2019（鹿児島県、平成31年3月）

4 その他の動向

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、17のゴール・169のターゲットから構成され、2015年9月の国連サミットにおいて2016年から2030年までの国際目標として採択されました。

SDGsに掲げられている17のゴールのうち、本計画に関係する項目を図3-26に示します。

SDGsでは、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、汚泥のリサイクル（再生利用）による廃棄物の削減、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール14「海の豊かさを守ろう」等とも密接な関係があります。



図3-26 SDGsでかかげる17の目標

資料：国際連合広報センター

第8節 各種要因等の検討

組合圏域において生活排水処理施設の整備を検討していく地域については、地域特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から、各集落のコミュニティ単位を最小単位として区域を定め、処理方法については既存施設及び既存計画の整合性、経済的要因、社会的要因、投資効果の迅速性、地域環境保全効果、将来見通しを考慮し、生活排水処理施設を選定します。

1 既存施設及び既存計画の整合

本計画は、既存施設や以下に示す既存計画と整合を図るものとします。

(1) 上位計画等との関係

本計画と関係する法令等を図3-27に示します。

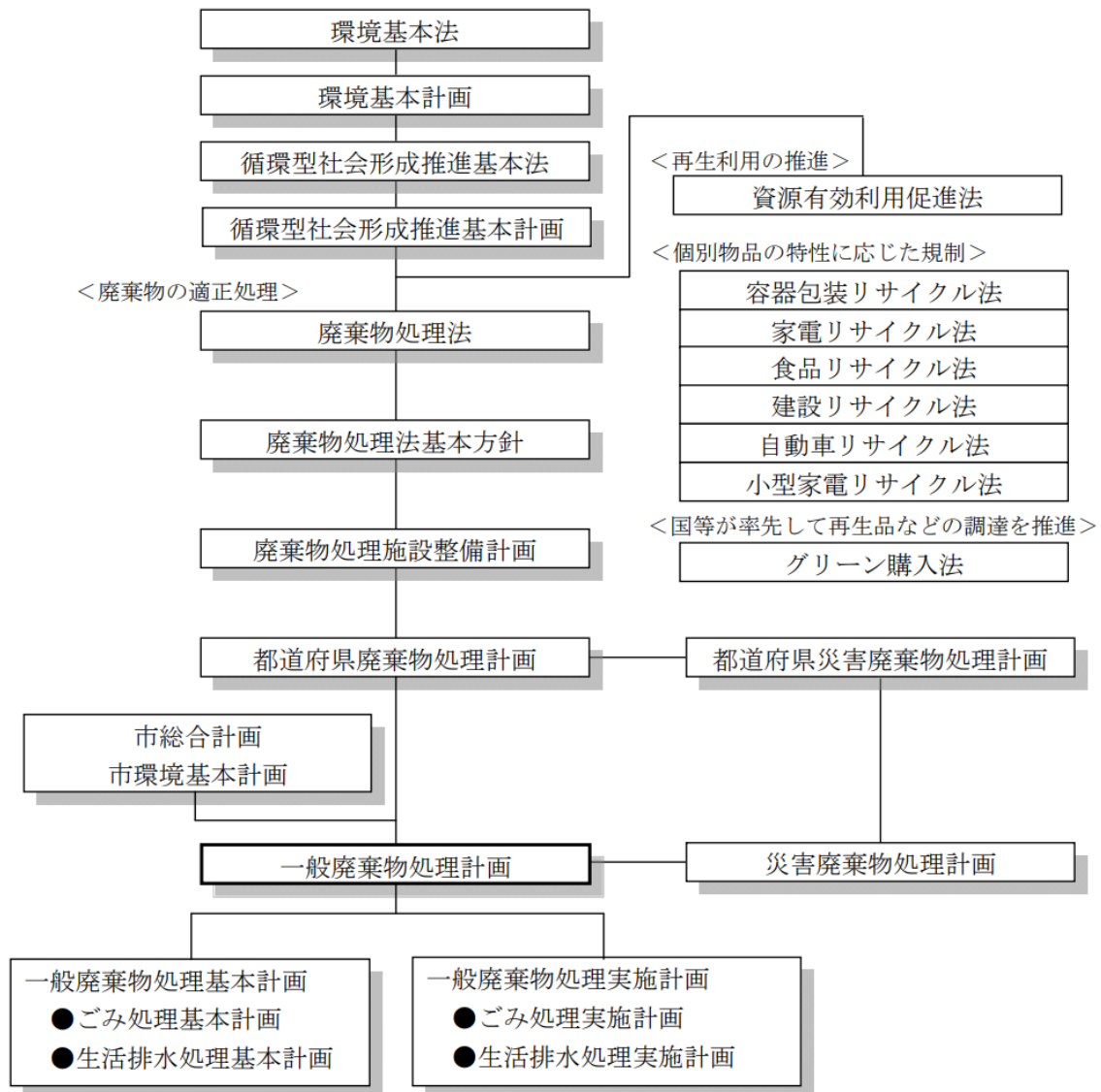


図3-27 本計画と関係する法令等

出典：ごみ処理基本計画策定指針（環境省、平成28年9月）

ア かごしま未来創造ビジョン（改訂版）（令和4年3月）

「かごしま未来創造ビジョン（改訂版）（令和4年3月）」の概要を図3-28に示します。



図3-28 かごしま未来創造ビジョン（改訂版）の概要

●生活排水処理に関する施策（関連箇所を抜粋）

- ・本県の清浄な水環境の維持・保全のため、監視・指導の強化や生活排水処理施設の整備等を促進します。特に、錦江湾や池田湖など、閉鎖性水域については、総合的な水質保全対策に努めます。

イ 第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

「第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」の概要を表3-29に示します。

表3-29 第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

「しごと」 基本目標1 をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 働く場の創出 <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産業の競争力強化（「稼げる農林水産業」の実現） <ul style="list-style-type: none"> ア 農林水産業の生産体制の強化 イ 農林水産業の販売力の強化 ② 観光産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ア 戦略的なPR展開 イ 国内外からの誘客促進 ウ 観光地域づくり・ブランディング等の推進 エ 観光関連施策の推進 ③ イノベーションの創出と競争力のある産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ア たゆみないイノベーションによる付加価値の創出・向上 イ 起業、新分野参入や販路拡大による活発なビジネスの展開 ウ 企業立地の促進等による産業集積と製造業等の成長 エ 地域特性を生かした産業の向上 オ 建設現場における生産性の向上 カ 中小企業等の経営革新や経営基盤強化 ④ ライフスタイルをデザインできる働き方の創出
「ひと」 基本目標2 をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが活躍できる社会の実現、人材の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが活躍できる社会づくり ② 移住・交流の促進、関係人口の創出 ③ 地域産業等を支える人材（財）の確保・育成 ④ 次世代をリードする人材の育成 ⑤ 教育環境の整備 ⑥ 高齢者が健やかに生きがいを持てる社会づくり ◆ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり ② 安心して子育てができる社会づくり ③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり ④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
「まち」 基本目標3 をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 時代に合った、安心・安全で活力ある地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 地域づくり ② 安心・安全な暮らしづくり ③ 地域間連携 ④ 地域課題の解決に向けたSociety5.0の実現 ⑤ 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり ⑥ 豊かな自然との共生と地球環境の保全

●生活排水処理に関する施策（関連箇所を抜粋）

- ・本県の清浄な水環境の維持・保全のため、監視・指導の強化や生活排水処理施設の整備等を促進する。特に、錦江湾や池田湖など、閉鎖性水域については、総合的な水質保全対策に努める。
- ・生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、汚水処理施設を計画的に改築し、機能維持を図る。

ウ 阿久根市まちづくりビジョン（令和2年3月）

「阿久根市まちづくりビジョン（令和2年3月）」の概要を表3-30に示します。

表3-30 阿久根市まちづくりビジョンの概要

基本構想		基本計画	
将来像	基本理念	基本目標	基本政策
「帰ってきたくなる 東シナ海の宝のまち 行ってみたくなる あくね」	「ふるさと阿久根を次の世代につなぐために 「まちづくり」は「ひとづくり」から	1 地域の資源を生かした 「にぎわい」のあるまち	(1) 農林水産業の振興 (2) 商工業の振興と雇用の確保
		2 地域の魅力が広がる 「つながり」のまち	(1) 観光の振興 (2) 定住と交流の促進
		3 支え合い生き生きと 暮らせる健やかなまち	(1) 健康の増進と地域医療の充実 (2) 子育て支援の充実 (3) 高齢者福祉と障がい者福祉の充実 (4) 地域福祉の充実と社会保障制度の適正運営
		4 快適・安全で潤いと やすらぎのあるまち	(1) 環境の保全 (2) 暮らしを支える生活基盤の形成 (3) 消防・防災対策の充実 (4) 生活の安心・安全の向上
		5 豊かな心が育まれ 文化の薫るまち	(1) 人材の育成 (2) 生涯学習の推進と社会教育の充実 (3) 文化の振興とスポーツの推進
		6 協働・連携で明るい未来 を開くまち	(1) 市民参加と地域コミュニティの活性化 (2) 人権の尊重と男女共同参画の推進 (3) 適正な行財政運営

●生活排水処理に関する施策（関連箇所を抜粋）

- ・汚水処理人口普及率を向上させるため、小型合併処理浄化槽の設置補助を通じて公共用水域の保全を図ります。

Ⅱ 第二次出水市総合計画（平成30年3月）

「第二次出水市総合計画（平成30年3月）」の概要を図3-29に示します。



図3-29 第二次出水市総合計画の概要

●生活排水処理に関する施策（関連箇所を抜粋）

- 1 汚水管渠施設の整備・充実
- 2 汚水処理施設の整備・充実
- 3 雨水排水施設の整備・充実
- 4 小型合併処理浄化槽の普及促進
- 5 災害対策の充実

才 長島町第2次総合振興計画（後期計画）（令和4年）

「長島町第2次総合振興計画（後期計画）（令和4年）」の概要を図3-30に示します。



図3-30 長島町第2次総合振興計画（後期計画）の概要

- 生活排水処理に関する施策（関連箇所を抜粋）
 - ・施設の老朽化対策
 - ・設備の計画的な更新

(2) 構成市町及び組合の条例・要綱等

構成市町及び組合の生活排水に関する条例・要綱等を表3-3 1に示します。

表3-3 1 本計画と関係する構成市町及び組合の条例・要綱等

項目	条例等
阿久根市	阿久根市環境基本条例
	阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	阿久根市浄化槽法施行細則
	阿久根市合併処理浄化槽設置推進要綱
	阿久根市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
出水市	出水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	出水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	出水市環境にやさしいまちづくり推進協議会規則
	出水市環境基本条例
	出水市環境審議会規則
	出水市下水道事業の設置等に関する条例
	出水市公共下水道施設設置条例
	出水市公共下水道条例
	出水市公共下水道条例施行規程
	出水市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例
	出水市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程
	出水市合併処理浄化槽設置推進要綱
	出水市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
長島町	長島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	長島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	長島町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
	長島町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則
	長島町浄化槽設置推進要綱
	長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
組合	北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	北薩広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
	北薩広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

2 経済的要因

生活排水処理施設に必要な費用（建設費用及び管理費用）等を踏まえ、生活排水処理施設を選定します。

下水道は、管渠施設の整備、維持管理が必要となりますが、人口密集地域においては、個別に処理するより効果的です。

また、農業集落排水処理施設・漁業集落排水処理施設についても、管渠施設の整備、維持管理が必要となりますが、単独又は複数の集落ごとに整備するため、個別に処理するより効果的です。

一方、合併処理浄化槽は管渠が不要であることから、家屋数が小さい区域においては、投資効果率が高いです。

3 社会的要因

地域住民の意向を把握し、検討区域ごとの人口の将来予測や将来の土地利用についても考慮し、生活排水処理施設を選定します。

4 投資効果発現の迅速性

下水道や農業集落排水処理施設・漁業集落排水処理施設は、建設に長期間必要となり使用開始までに数年かかります。

一方、合併処理浄化槽は、建築物の開始と同時に機能が発揮され、設置に要する期間は数週間程度です。

生活排水処理施設の選定においては、生活排水対策の効果が早期に期待できることについても考慮します。

5 地域環境保全効果

生活排水処理施設による水質レベルだけでなく、周辺の水環境についても考慮し、生活排水処理施設を選定します。

6 将来の見通し等

将来の見通し等は、「第3章 第9節 生活排水の処理計画」、「第3章 第10節 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測」、「第3章 第11節 施設整備計画」、「第3章 第12節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画」に示します。

なお、生活排水処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

7 生活排水処理施設整備に係る事業制度

各種要因等の検討を踏まえて、地域特性に応じ、以下の表3-3-2に示す事業制度の中から、生活排水処理施設を選定します。

表3-3-2 生活排水処理施設整備に係る事業制度

所管	分類	事業主体	計画人口	施設概要等
環境省	コミュニティ・プラント	市町村	101人以上 30,000人以下	管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設をいい、管路施設、水処理設備及び脱臭設備等の附属設備から構成される。
	個人設置型浄化槽	市町村（個人設置型） 浄化槽設置整備事業	個別 （制限なし）	し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設を指す。当該施設は個人設置である。
	公共浄化槽等	公共浄化槽等 整備推進事業	20戸以上	し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設を指す。市町村が設置主体となり、浄化槽の計画的な整備を行う。
総務省	小規模集合排水処理施設	市町村 （地方単独事業）	10戸以上 20戸未満	市町村が汚水等を集散的に処理する小規模な処理施設の整備を行う。
	個別排水処理施設	市町村 （地方単独事業）	単年度あたり20戸未満（特定地域生活排水処理事業の対象地域は10戸以上20戸未満）	集合処理区域の周辺地域等において、市町村が設置する浄化槽。
農林水産省	農業集落排水施設	市町村、土地改良区等	20戸以上1,000人程度以下	農業集落において、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設（管路、汚水処理施設他）。
	簡易排水施設	市町村、農協等	3戸以上 20戸未満	山村振興地域等において、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する小規模な施設（合併浄化槽及び管路）。
	漁業集落排水施設	市町村	100人以上 5,000人以下	漁業集落において、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設（管路、汚水処理施設他）。
	林業集落排水施設	市町村、森林組合等	原則20戸以上	山村地域において、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設（管路、汚水処理施設他）。
国土交通省	公共下水道	市町村 （過疎代行制度は県）	制限なし	主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために市町村が管理するもので、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	特定環境保全公共下水道	市町村 （過疎代行制度は県）	概ね1,000人以上 10,000人以下	市街化区域以外が対象であり、整備対象施設は公共下水道と同じ。

第9節 生活排水の処理計画

1 生活排水処理の目標

構成市町において、都市の健全な発達、公衆衛生の向上や水環境の保全を目的に、公共下水道や農業・漁業集落排水処理施設等の整備が進められており、計画区域外の地域についても、同目的から生活排水処理対策の必要性、緊急性が認識されています。

以上より、本計画では、衛生的かつ快適な水環境の保全等のため、生活排水の適正処理及び資源循環を基本とした処理体制を構築し、公衆衛生の向上や水環境の保全に資する計画とします。

2 生活排水を処理する区域及び人口等

(1) 阿久根市

阿久根市の生活排水処理形態別人口の予測結果を表3-33及び図3-31に示します。

合併処理浄化槽処理人口は、令和15年度にかけて増加が見込まれる一方で、単独処理浄化槽処理人口及びし尿（汲取）人口は減少が見込まれています。

生活排水処理率は増加が見込まれ、令和15年度では83.9%となっています。

表3-33 生活排水処理形態別人口の予測結果（阿久根市）

項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和4年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	18,743	16,586	15,210
水洗化・生活雑排水処理人口	12,028	12,703	12,766
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	12,028	12,703	12,766
下水道	0	0	0
農業集落排水処理施設	0	0	0
漁業集落排水処理施設	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,012	1,693	1,028
非水洗化人口	3,703	2,190	1,416
し尿（汲取）人口	3,703	2,190	1,416
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	64.2	76.6	83.9

※ 各年度3月末日

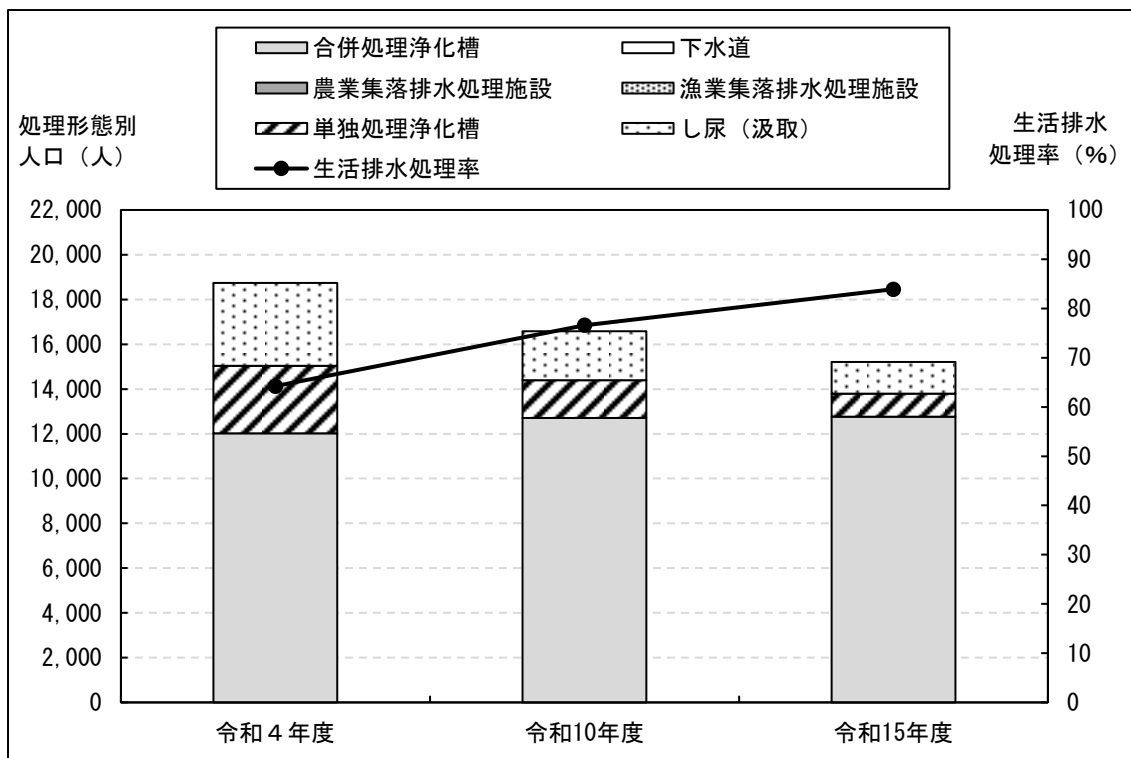


図3-31 生活排水処理形態別人口の予測結果（阿久根市）

(2) 出水市

出水市の生活排水処理形態別人口の予測結果を表3-34及び図3-32に示します。
 合併処理浄化槽処理人口は、令和10年度にかけて減少の後、増加が見込まれます。

下水道処理人口、農業集落排水処理施設処理人口、単独処理浄化槽処理人口、し尿（汲取）人口は、令和15年度にかけて減少が見込まれます。

生活排水処理率は増加が見込まれ、令和15年度では85.8%となっています。

表3-34 生活排水処理形態別人口の予測結果（出水市）

項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和4年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	51,689	48,658	46,912
水洗化・生活雑排水処理人口	43,431	41,253	40,259
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	12,815	12,175	12,438
下水道	27,293	26,221	25,312
農業集落排水処理施設	3,323	2,857	2,509
漁業集落排水処理施設	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,678	4,228	3,833
非水洗化人口	3,580	3,177	2,820
し尿（汲取）人口	3,580	3,177	2,820
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	84.0	84.8	85.8

※ 各年度3月末日

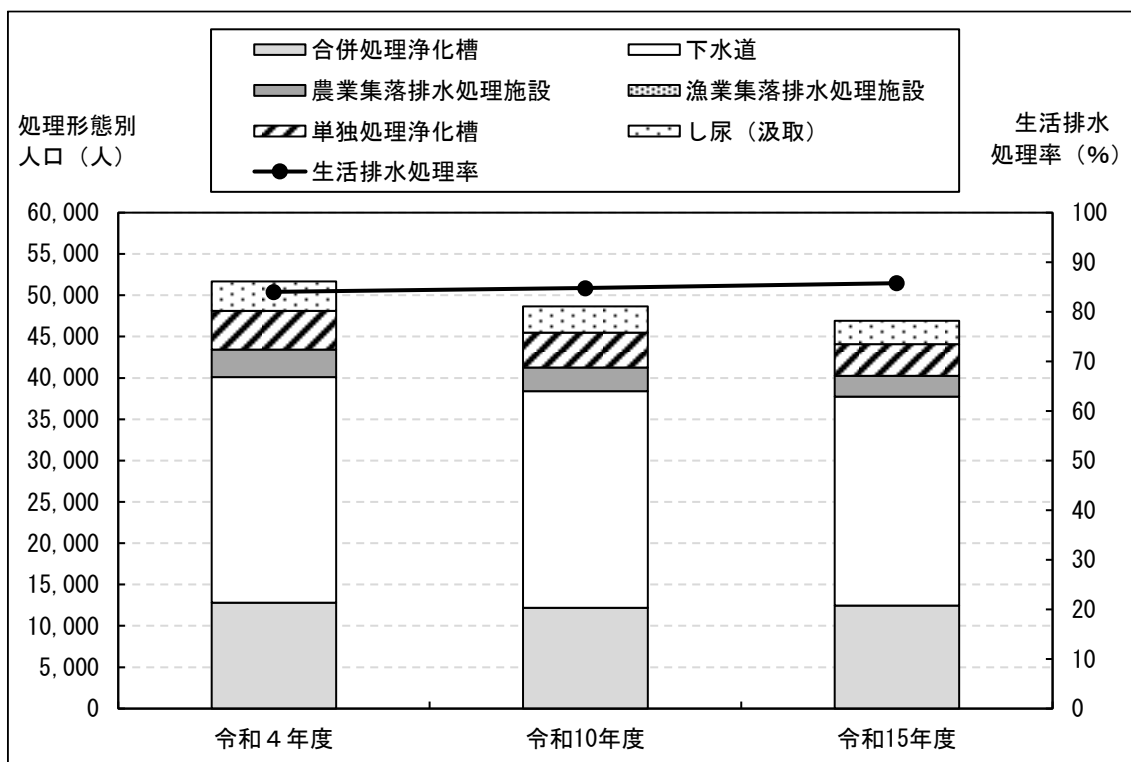


図3-32 生活排水処理形態別人口の予測結果（出水市）

(3) 長島町

長島町の生活排水処理形態別人口の予測結果を表3-35及び図3-33に示します。

合併処理浄化槽処理人口、農業集落排水処理施設処理人口、漁業集落排水処理施設処理人口、単独処理浄化槽処理人口、し尿（汲取）人口は、令和15年度にかけて減少が見込まれます。

生活排水処理率は増加が見込まれ、令和15年度では97.4%となっています。

表3-35 生活排水処理形態別人口の予測結果（長島町）

項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和4年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	9,688	9,050	8,700
水洗化・生活雑排水処理人口	9,384	8,784	8,474
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	8,023	7,470	7,181
下水道	0	0	0
農業集落排水処理施設	966	951	937
漁業集落排水処理施設	395	363	356
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	137	130	101
非水洗化人口	167	136	125
し尿（汲取）人口	167	136	125
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	96.9	97.1	97.4

※ 各年度3月末日

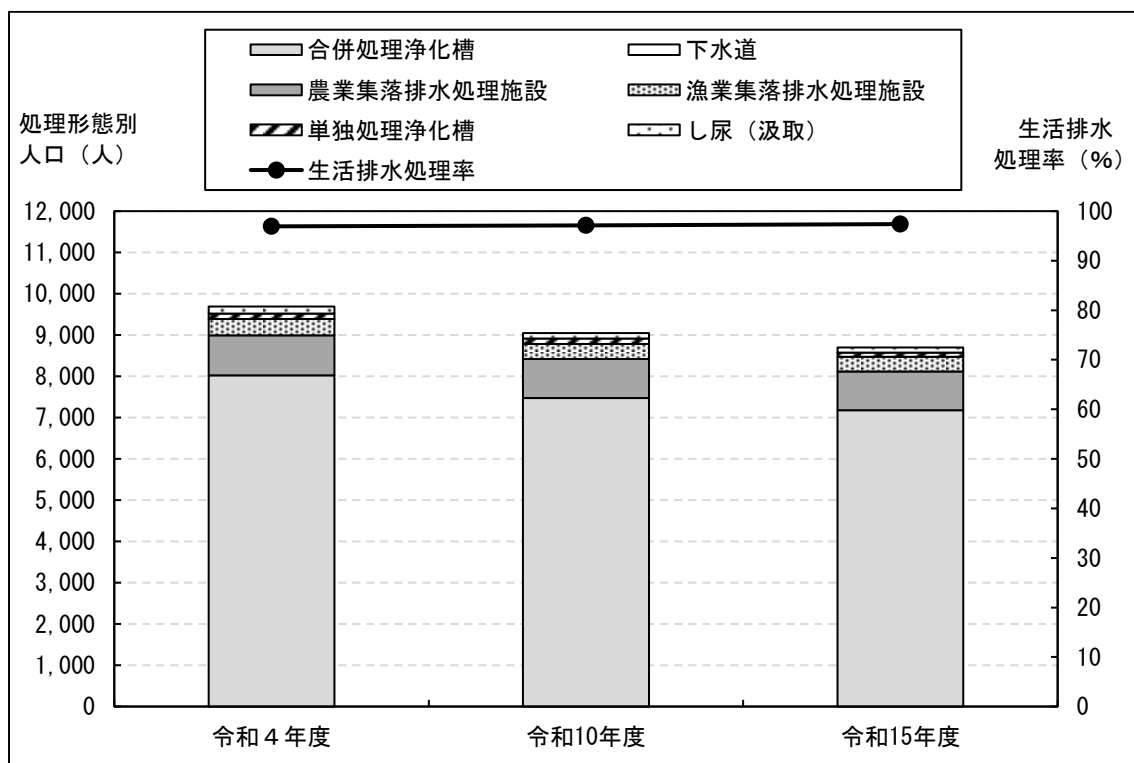


図3-33 生活排水処理形態別人口の予測結果（長島町）

(4) 組合圏域

組合の生活排水処理形態別人口の予測結果を表3-36及び図3-34に示します。

合併処理浄化槽処理人口は減少の後、増加が見込まれます。

下水道処理人口、農業集落排水処理施設処理人口、漁業集落排水処理施設処理人口、単独処理浄化槽処理人口、し尿（汲取）人口は、令和15年度にかけて減少が見込まれます。

生活排水処理率は増加が見込まれ、令和15年度では86.8%となっています。

表3-36 生活排水処理形態別人口の予測結果（組合圏域）

項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和4年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	80,120	74,294	70,822
水洗化・生活雑排水処理人口	64,843	62,740	61,499
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	32,866	32,348	32,385
下水道	27,293	26,221	25,312
農業集落排水処理施設	4,289	3,808	3,446
漁業集落排水処理施設	395	363	356
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	7,827	6,051	4,962
非水洗化人口	7,450	5,503	4,361
し尿（汲取）人口	7,450	5,503	4,361
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	80.9	84.4	86.8

※ 各年度3月末日

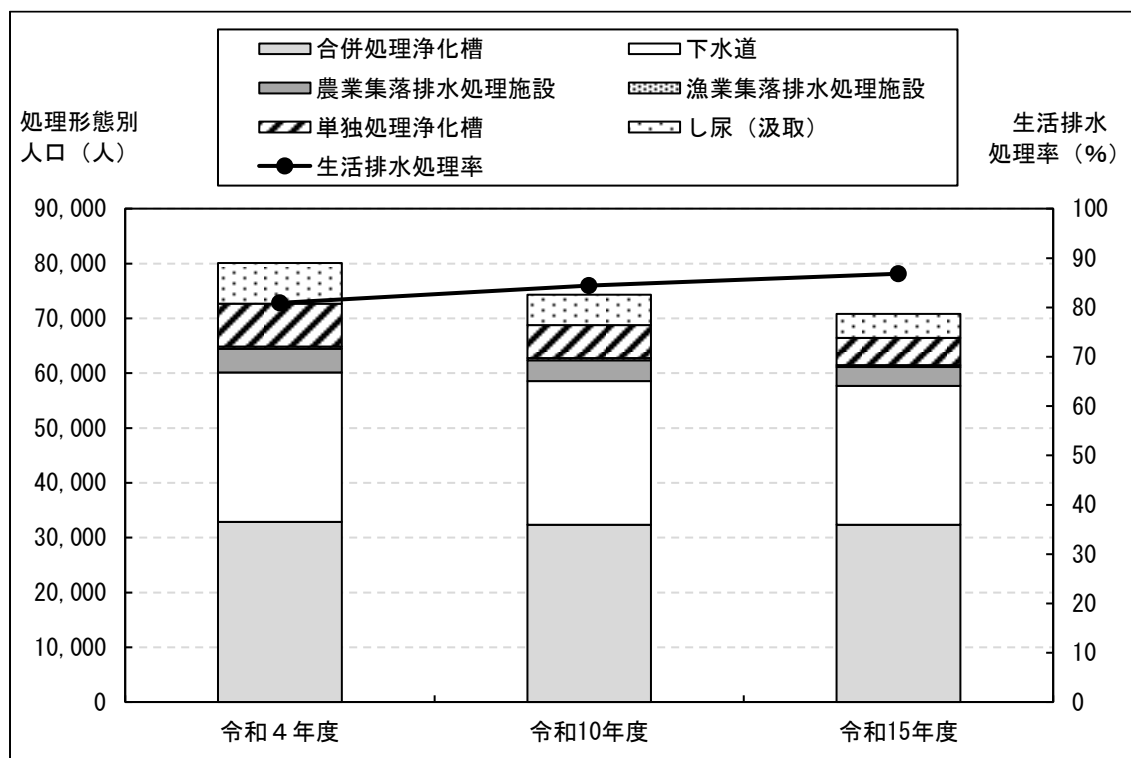


図3-34 生活排水処理形態別人口の予測結果（組合圏域）

第10節 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

1 阿久根市

阿久根市の基準年度（令和4年度）、中間目標年度（令和10年度）及び目標年度（令和15年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測を表3-37及び図3-35に示します。

し尿は、令和15年度にかけて減少すると予測されます。

浄化槽汚泥は、令和10年度に増加するが、令和15年度にかけて減少すると予測されます。

表3-37 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（阿久根市）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
搬入量	し尿 (kL/年)	4,229	2,542	1,644
	浄化槽汚泥 (kL/年)	10,431	11,317	11,132
	合計 (kL/年)	14,660	13,859	12,776
混入率 (%)		71.2	81.7	87.1
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	40	38	35
	搬入率 (%)	33.1	31.4	28.9

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

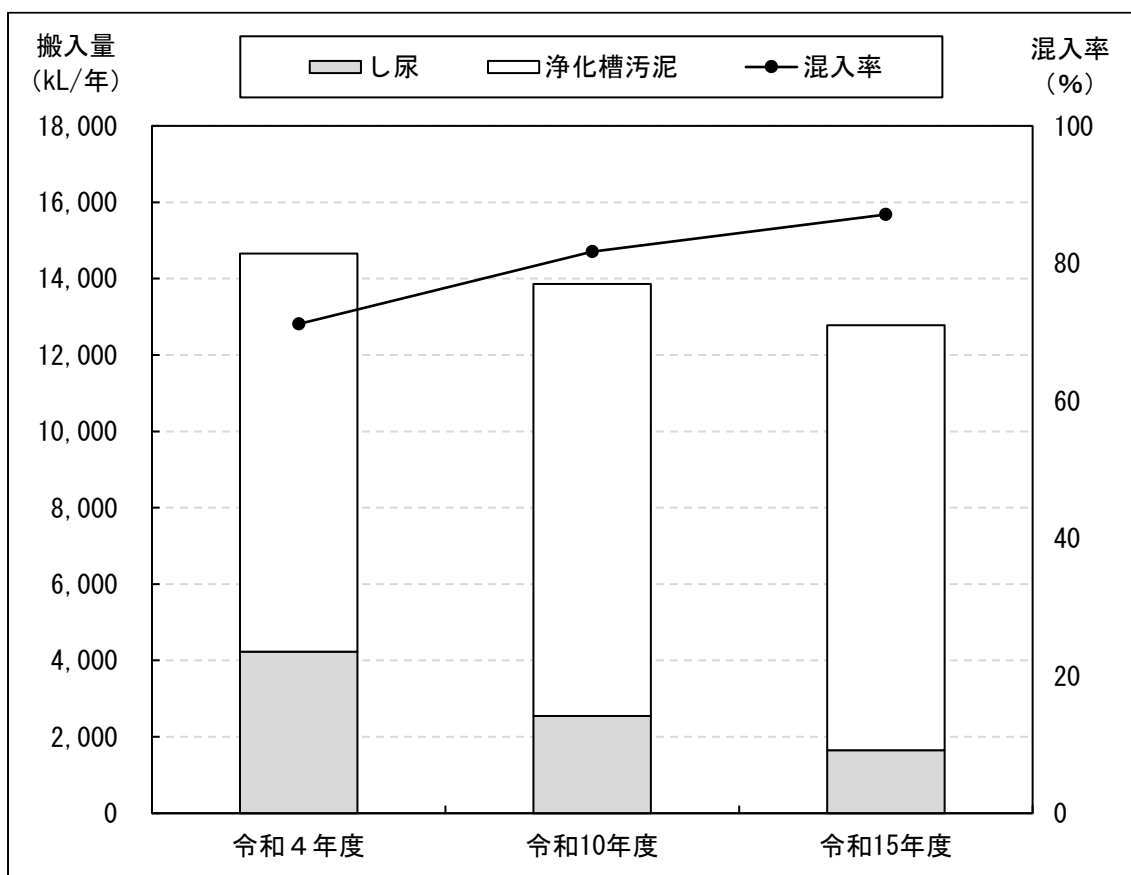


図3-35 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（阿久根市）

2 出水市

出水市の基準年度（令和4年度）、中間目標年度（令和10年度）及び目標年度（令和15年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測を表3-38及び図3-36に示します。

し尿及び浄化槽汚泥ともに、令和15年度にかけて減少すると予想されます。

表3-38 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（出水市）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
搬入量	し尿 (kL/年)	1,824	1,647	1,462
	浄化槽汚泥 (kL/年)	17,659	16,088	15,846
	合計 (kL/年)	19,483	17,735	17,308
混入率 (%)		90.6	90.7	91.6
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	53	49	47
	搬入率 (%)	43.8	40.5	38.8

※ 浄化槽汚泥には、農業集落排水処理施設からの汚泥を含みます。

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

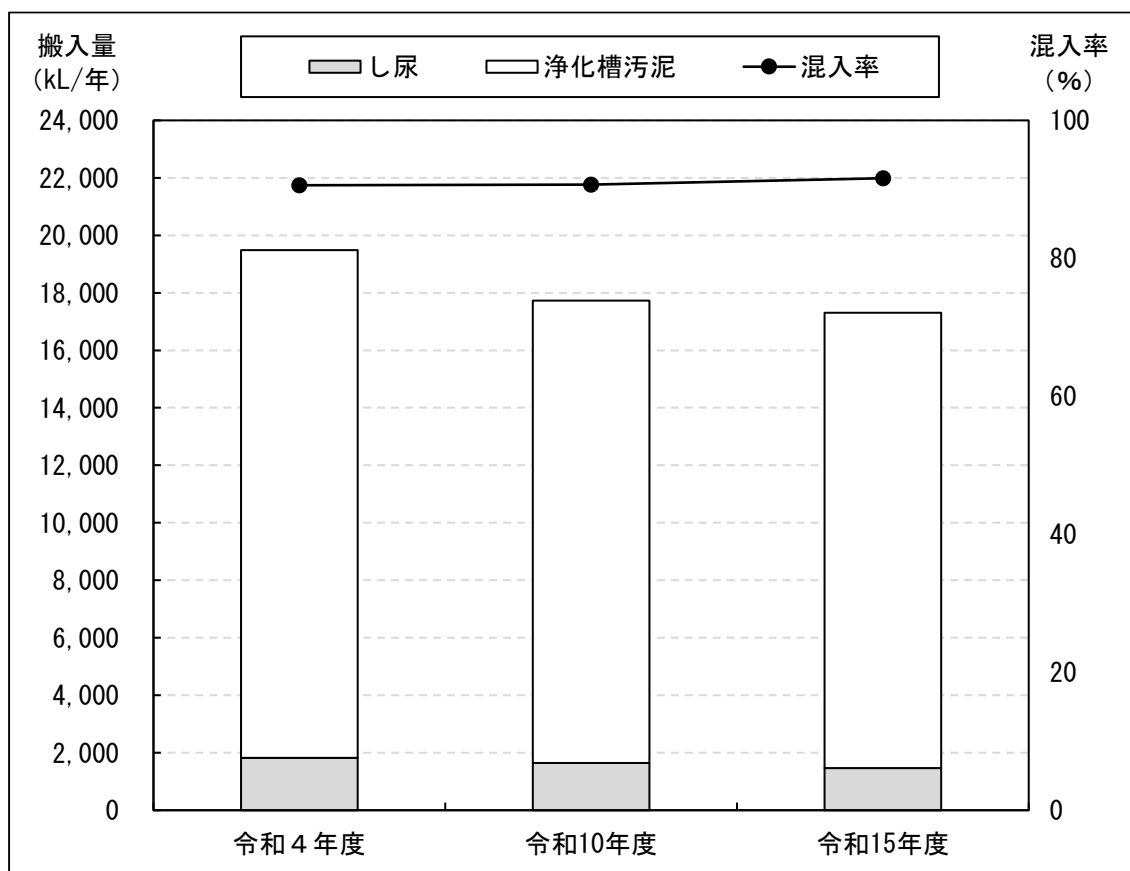


図3-36 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（出水市）

3 長島町

長島町の基準年度（令和4年度）、中間目標年度（令和10年度）及び目標年度（令和15年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測を表3-39及び図3-37に示します。

し尿及び浄化槽汚泥ともに、令和15年度にかけて減少すると予想されます。

表3-39 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（長島町）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
搬入量	し尿 (kL/年)	1,003	740	680
	浄化槽汚泥 (kL/年)	6,220	5,904	5,689
	合計 (kL/年)	7,223	6,644	6,369
混入率 (%)		86.1	88.9	89.3
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	20	18	17
	搬入率 (%)	16.5	14.9	14.0

※ 浄化槽汚泥には、農業・漁業集落排水処理施設からの汚泥を含みます。

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

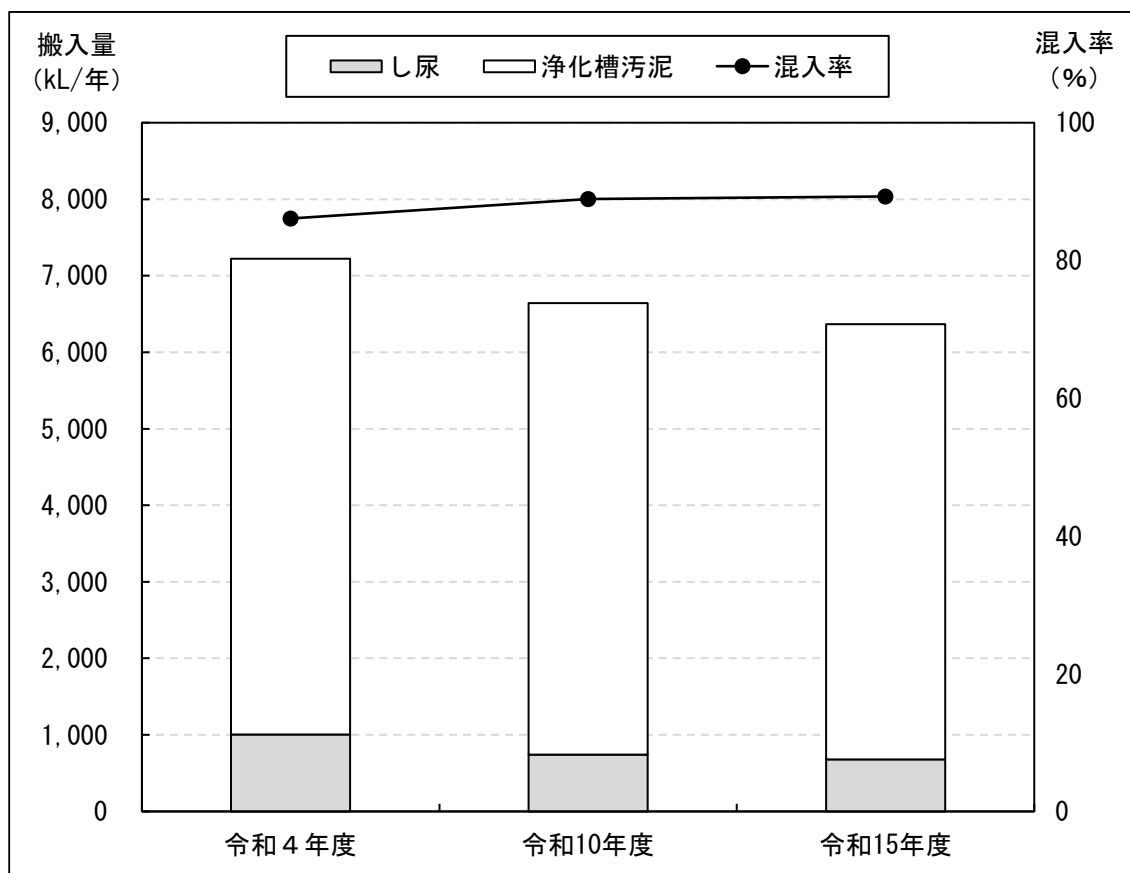


図3-37 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（長島町）

4 組合圏域

組合圏域の基準年度（令和4年度）、中間目標年度（令和10年度）及び目標年度（令和15年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測を表3-40及び図3-38に示します。

し尿及び浄化槽汚泥ともに、令和15年度にかけて減少すると予想されます。

表3-40 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（組合圏域）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
搬入量	し尿 (kL/年)	7,056	4,929	3,786
	浄化槽汚泥 (kL/年)	34,310	33,309	32,667
	合計 (kL/年)	41,366	38,238	36,453
混入率 (%)		82.9	87.1	89.6
1日当たり搬入量	搬入量 (kL/日)	113	105	100
	搬入率 (%)	93.4	86.8	82.6

※ 浄化槽汚泥には、農業・漁業集落排水処理施設からの汚泥を含みます。

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

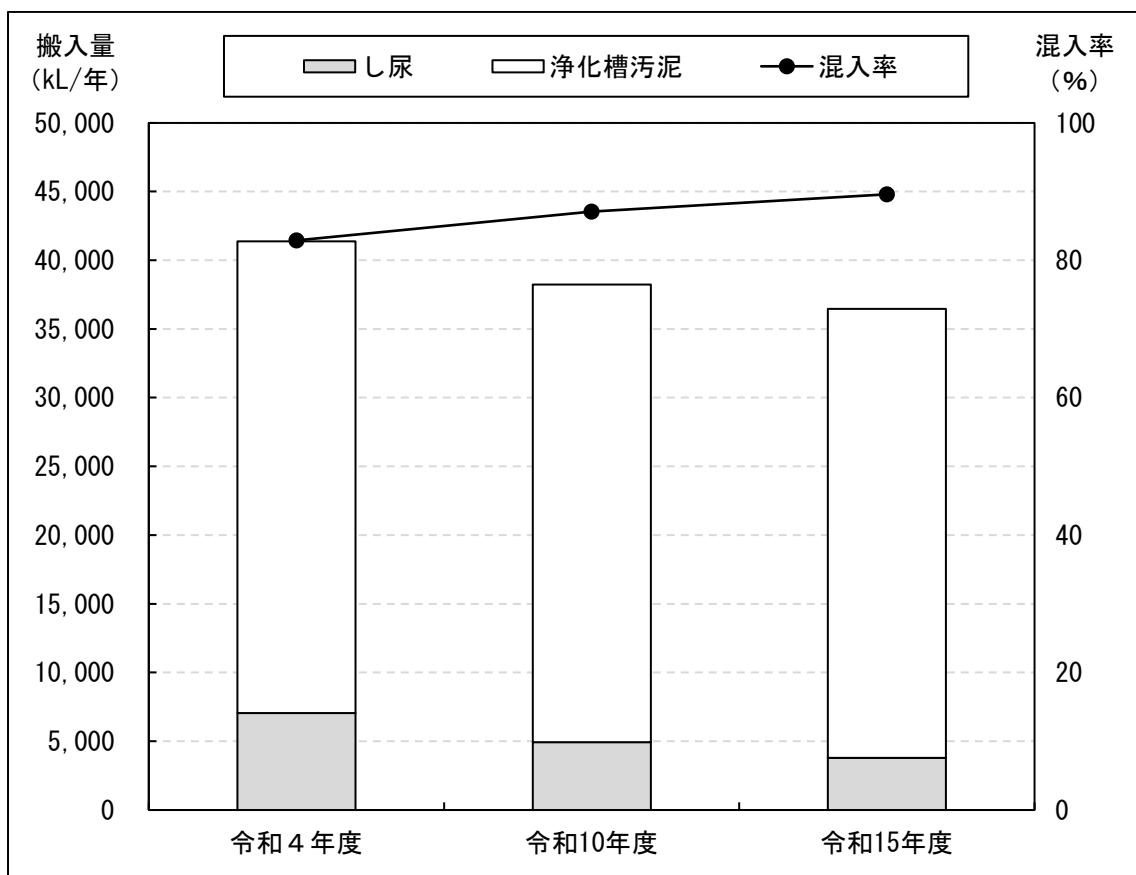


図3-38 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測（組合圏域）

第11節 施設整備計画

衛生センターは、平成9年2月に供用開始し、必要に応じ補修・整備を行ってききましたが、設備・機器に劣化損傷が見られ始めていることから、令和4年3月に「インフラ長寿命化総合計画（個別施設計画）」を策定し、施設を延命化する計画としています。

今後は、本計画及びインフラ長寿命化総合計画の内容も踏まえ、衛生センターの適切な老朽化対策や省エネルギー化対策を実施していきます。

なお、各年度における施設の処理規模は、組合圏域のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測をもとに設定します。

し尿処理施設の施設規模は以下の式で算出されます。

$$\text{し尿処理施設の施設規模} = \text{し尿等収集量} \times \text{月最大変動係数}$$

月最大変動係数は、組合における令和2年度から令和4年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績をもとに、表3-41のとおり「1.16」と設定しました。

以上より、し尿処理施設の施設規模は、表3-42のとおり予測されます。

表3-41 月最大変動係数の設定

項目	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	汲取し尿 (kL/月)	浄化槽汚泥 (kL/月)	計 (kL/月)	1日あたり 収集量 (kL/日)	汲取し尿 (kL/月)	浄化槽汚泥 (kL/月)	計 (kL/月)	1日あたり 収集量 (kL/日)	汲取し尿 (kL/月)	浄化槽汚泥 (kL/月)	計 (kL/月)	1日あたり 収集量 (kL/日)
4月	684	3,247	3,931	131.0	700	3,169	3,869	129.0	626	2,881	3,507	116.9
5月	620	2,736	3,356	108.3	652	2,696	3,348	108.0	620	2,812	3,432	110.7
6月	706	3,541	4,247	141.6	684	3,361	4,045	134.8	609	3,150	3,759	125.3
7月	852	2,966	3,818	123.2	652	2,796	3,448	111.2	559	2,774	3,333	107.5
8月	637	2,918	3,555	114.7	735	2,888	3,623	116.9	634	2,927	3,561	114.9
9月	680	2,876	3,556	118.5	641	2,765	3,406	113.5	571	2,814	3,385	112.8
10月	690	3,384	4,074	131.4	584	2,899	3,483	112.4	562	2,968	3,530	113.9
11月	661	2,557	3,218	107.3	580	2,726	3,306	110.2	525	2,793	3,318	110.6
12月	817	2,795	3,612	116.5	713	2,650	3,363	108.5	677	2,727	3,404	109.8
1月	565	2,689	3,254	105.0	546	2,708	3,254	105.0	515	2,436	2,951	95.2
2月	604	2,692	3,296	117.7	550	2,376	2,926	104.5	538	2,596	3,134	111.9
3月	768	3,529	4,297	138.6	645	3,287	3,932	126.8	620	3,432	4,052	130.7
合計	8,284	35,930	44,214	—	7,682	34,321	42,003	—	7,056	34,310	41,366	—
1日平均収集量 (合計/365日)	22.7	98.4	—	121.1	21.0	94.0	—	115.1	19.3	94.0	—	113.3
月最大変動係数	1.17				1.17				1.15			
月最大変動係数 (採用)	1.16											

※ 月最大変動係数は、1日あたり収集量の最大となる月の値を、各月の1日あたり収集量の平均値で除して求めます。

表 3-4 2 し尿処理施設の施設規模

項目	令和4年度	令和10年度	令和15年度
日数 (日)	365	365	365
し尿等収集量 (kL/年)	41,366	38,238	36,453
し尿 (汲取)	7,056	4,929	3,786
浄化槽汚泥 (集落排水処理施設汚泥を含む)	34,310	33,309	32,667
計画処理量 (し尿処理施設の施設規模) (kL/日)	132	122	116

※ 施設規模には、月最大変動係数分を含みます。

※ 計画処理量は、計画平均処理量に各月の収集変動を見込むために、月最大変動係数を乗じて求めた処理量。1年間を通じて安定して処理を行うために必要な施設規模を示します。

第12節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1 し尿・浄化槽汚泥排出抑制計画

(1) 排出抑制に関する目標

組合圏域で発生する生活排水は、市街地等の人口密集地では、公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設を中心とした集合処理施設による処理を行い、その他の地域では、合併処理浄化槽による処理を進めていき、本計画の計画目標年度である令和15年度には、表3-43に定める生活排水処理率を達成することを目標とします。

なお、生活排水処理率の目標値は、将来推計人口及び処理形態別の人口の増減を見込んで算出しました。

表3-43 生活排水処理率の目標値

項目	令和15年度 (%)
阿久根市	83.9
出水市	85.8
長島町	97.4
組合圏域	86.8

(2) 排出抑制の方法

し尿排出量の抑制の方法としては、し尿（汲取）世帯にはできる限り早く、下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置による水洗化を促します。

浄化槽汚泥排出量の抑制の方法としては、適正な点検清掃を行うとともに、廃食用油や生ごみくず等の浄化槽の処理に大きな負荷となるものを排水口等に流さないよう指導・徹底を図ることで排出抑制を図ります。

2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、迅速かつ衛生的に行うことはもとより、現有施設への搬入状況を勘案し、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集運搬を行うことを目標とします。

(2) 収集・運搬区域の範囲

収集区域の範囲は阿久根市、出水市、長島町の全域とします。

(3) 収集・運搬の方法

ア 収集・運搬形態

収集・運搬形態は「し尿」、「浄化槽汚泥」とします。収集・運搬機材はバキューム車によるものとします。

イ 収集・運搬回数

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者への依頼により収集し、衛生センターに搬入します。

ウ 収集・運搬体制

収集・運搬は、現行どおり許可業者によるものとします。

3 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥の量と質を把握し、衛生センターにて中間処理を行い、適切に処理することを目標とします。

(2) 中間処理方法及び量

ア 中間処理の方法

阿久根市、出水市及び長島町から発生するし尿、浄化槽汚泥については、衛生センターで適正に処理を行っていきます。

また、必要に応じ衛生センターの補修・整備を行っているが、設備・機器に劣化損傷が見られていることから、令和4年3月に「インフラ長寿命化総合計画（個別施設計画）」を策定し、施設を延命化する計画としています。

今後は、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の内容も踏まえ、衛生センターの適切な老朽化対策や省エネルギー化対策を実施していきます。

イ 中間処理量

中間処理施設での中間処理量は、計画収集区域である組合圏域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

4 最終処分計画

既存施設に係る最終処分は、施設から発生する焼却汚泥と脱水し渣が該当しますが、焼却汚泥は肥料登録し農地還元等を行い、全量有効利用しています。衛生センターの延命化後は、助燃剤化等の汚泥の有効利用を図ることを目標とします。

5 資源化有効利用計画

衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥を処理する過程で発生する焼却汚泥は、汚泥肥料として農地還元等を行い、住民に配布しています。延命化後は、助燃剤化等への有効利用を図っていきます。

第13節 その他

1 住民に対する広報・啓発活動

生活排水の処理を適正かつ迅速に進めていくための課題として、住民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動等により向上させる必要があります。

なお、広報・啓発活動は、構成市町と組合が相互に連携して推進していくものとします。

(1) 広報・啓発内容

ア 生活雑排水対策の必要性

公共用水域の水質汚濁の主な原因となっている生活雑排水について、各家庭に汚濁負荷要因となるものを排水口等に流さないように周知、啓発します。特に、単独浄化槽設置世帯やし尿（汲取）世帯については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流出し、直接的な水質汚濁要因となることを周知、啓発し、住民の協力を図ります。

生活雑排水の汚濁負荷削減対策として、廃食用油を回収する廃油ポットの設置、調理くずを回収する三角コーナーの設置、皿や調理器具に付着した廃食用油をキッチンペーパーで拭き取る、無リン洗剤、石鹼の使用等の有効な手段を住民に周知し、住民の協力を得ながら、生活雑排水処理への実践活動を促進します。

イ 浄化槽の適正な維持管理の重要性

適正な維持管理がなされていない浄化槽は、処理能力の低下が懸念され、十分に処理されていない排水が公共用水域に流出し、水質汚濁の原因となります。

浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務付けられているため、県や構成市町において浄化槽管理者等に対し、適正な保守点検、清掃の実施、定期検査の受検などの重要性を理解、浸透させます。

ウ 公共下水道等の集合処理施設への早期接続

公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備区域内の住宅については、構成市町の関係部局と整合を図りつつ、早期の接続を促し、水洗化率の向上を図ります。

エ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

浄化槽法の改正により、浄化槽の新規設置においては、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたが、設置されている浄化槽のうち 19.2%（令和4年度）が単独処理浄化槽となっています。

単独処理浄化槽が設置されている家屋については、浄化槽の老朽化や改築などの際には、合併処理浄化槽に転換するように啓発を行います。

(2) 広報・啓発の方法

公共用水域等の水質汚濁の現状と、その原因の一つが各々の家庭から排出される生活雑排水であることを構成市町のホームページやパンフレット、ポスター、広報紙等で発信し、住民の生活排水処理に関する意識を高めます。

また、小中学生や住民等に生活排水処理施設等の見学をしてもらい、生活排水処理対策等への理解を深め、意識の向上を図ります。

2 地域に関する諸計画との関係

本計画は、上位計画となる構成市町の総合計画等の将来構想や県の生活排水処理構想等の諸計画が改定された場合等は、計画の見直しを行い、諸計画との整合を図るものとします。

また、生活排水処理に係る施設は事業実施主体（構成市町及び組合）が異なる場合があるため、本計画の計画処理区域における各事業の概況と今後の動向について、構成市町と組合で十分な調整を図り、各事業の整合性を図るものとします。

第14節 計画策定に当たっての留意事項

1 地球温暖化防止への配慮

脱水し渣、脱水汚泥焼却量の抑制を行うことで、焼却により発生する温室効果ガスの削減を図ります。

また、延命化工事等の施設整備時は、省電力機器への交換や省エネルギー型設備を採用し、電力量、燃料費削減に取り組むこととします。

2 地域の状況に応じた長期的展望に基づく生活排水処理システムの選択

組合圏域の生活排水処理は、現行のシステムを継続することとしますが、生活排水処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択について検討を行うこととします。

3 構成市町と組合の連携

本計画の目標値を達成していくために、構成市町と組合が連携して各施策に取り組みます。

4 計画実現のためのスケジュール

(1) 計画の見直し

本計画は、中間目標年度を令和10年度、最終目標年度を令和15年度として策定しています。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとしませんが、生活排水処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

(2) 計画の進行管理方法

本計画の目標値を達成していくためには、取組の状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となります。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図ります。

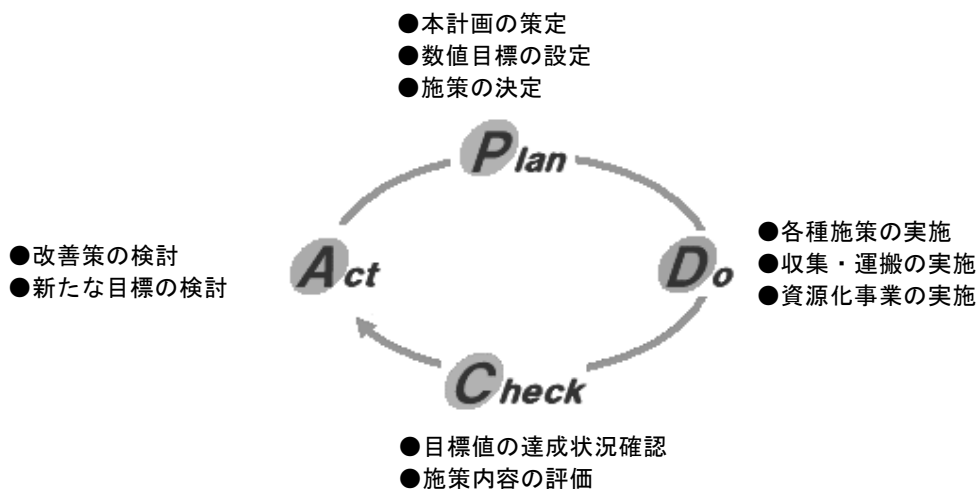


図3-39 計画の進行管理方法